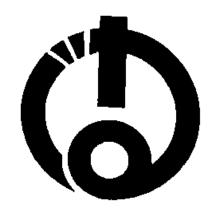
# 会津坂下町水水計画書

平成27年度版



会津坂下町

# 計画編

# 計 画 編 目 次

第1		総則					-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
第2		水防計i	画の権	既要			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
第3		水防の	責任	-			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
第4		安全配	慮 -				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
第5		水防事	務の処	0理			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
第6		水防本	部の記	2置、	、糸	且織	及	び	事	務	分	掌		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
1		水防組織	織の権	<b></b> 構成			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
2		水防本	部 -				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
第7		水防本	部員0	り非り	常参	多集	:	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8
第8		水防警	報 -				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9
1		水防警	報指定	官河)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9
第9		水防巡	視等	-			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1 0
1		水防巡	視 -				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1 0
2		水防信	号 -				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1 0
第1	0	水防	資材	-			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1 1
1		町水防	備蓄器	器材	· 貨	資材	·	覧	表		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1 1
2		水防倉	車所在	E地			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1 2
3		水防資	材の訓	周達			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1 2
第1	1	水防	活動等	争			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1 2
1		水防活	動 -				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1 2
2		水防団	(消队	方団)	0	り活	動	i	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1 3
3		分団の	水防雪	9持[	<u>又</u> 掉	或	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1 4
4		重要水	防箇層	斤			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1 5
5		水位観	測所	-			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1 7
6		雨量観	測所	-			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1 7
7		水防に	関する	5連編	絡信	本系		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1 8
8		河川、	堤防0	つ巡さ	規令	等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2 4
9		避難場	听 -				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2 4
第1	2	水防	訓練	-			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2 5
第1	3	費用金	負担と	:公	費負	負担		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2 5
1		費用負	担 -				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2 5
2		公用負	担 -				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2 5
第1	4	水防	解除	-			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2 6
第1	5	水防	活動幸	设告			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2 6
第1	6	排水	桶管刀	をびれ	可丿	山水	門	等	管	理		-	-	_	_	_	_	_	_	_	-	_	_	-	-	_	-	_	_	_	2 8

# 平成27年度会津坂下町水防計画書

# 第1 総 則

この水防計画は、水防法 (昭和 24 年法律第 193 号)第4条の規定に基づき福島県知事から指定 された指定水防管理団体たる会津坂下町が、同法第 25 条の規定に基づき、会津坂下町の地域に係 る河川の洪水等の水災に対処しその被害を軽減することを目的とする。

この計画は、会津坂下町地域防災計画第2編一般災害対策編第2章災害応急対策計画の部門別 計画として、水防活動に関する事項について定める。

# 第2 水防計画の概要

町内河川に対する水防上必要な監視、予報、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門若しくは閘門の操作、水防のための消防団及び防災関係機関の活動、避難誘導、水防管理団体相互間における協力、応援並びに水防に必要な器具、資材及び施設の整備と運用等の実施要領を示したものである。

# 第3 水防の責任

町(水防管理団体)は、水防法第3条の規定によりその区域内の水防を十分に果たすべき責任 を有する。

# 第4 安全配慮

洪水発生時等における避難誘導や水防作業の際においては、水防団員自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

- 水防団員自身の安全確保のための配慮すべき事項
  - ① 水防活動時にはライフジャケットを着用する。
  - ② 水防活動時の安全確認を可能にするため、利用可能な通信機器を携帯する。
  - ③ 水防活動時には、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
  - ④ 指揮者は、水防団員の疲労状況や現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
  - ⑤ 指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、避難を指示する合図等を 事前に徹底する。

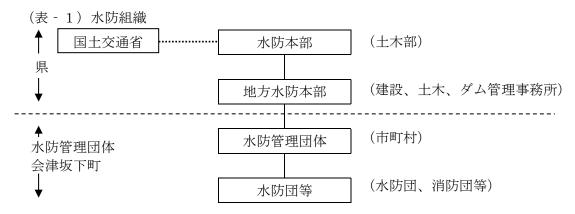
### 第5 水防事務の処理

洪水に際し水災を警戒し、防御し、及びこれに因る被害を軽減し、もって公共の安全を保持するため、水防法第10条の2による洪水予報の通知等を受けたときから、洪水による危険が除去される間、この水防計画に基づいて水防事務を処理するものとする。

# 第6 水防本部の設置、組織及び事務分掌

### 1 水防組織の構成

県と町(水防管理団体)は、水防事務の円滑な執行を図るため、それぞれ表―1に示す水 防組織を設置し、相互に組織間においては、正確かつ迅速な連絡を行い、的確な水防活動の 実施に資する。



### 2 水防本部

### (1) 水防本部設置基準

以下のアからオに示す事態が生じたときに水防活動の必要があると認めたときに設置する。

ア 気象業務法の定めに基づく警報が発表されたとき。

特別警報:大雨特別警報

警報:大雨、洪水の各警報注意報:大雨、洪水の各注意報

- イ 水防法第10条<del>第2項及び第11条第1項</del>による洪水予報が発表されたとき。
- ウ 水防法第16条第1項による水防法警報が発表されたとき。
- オ その他、水防管理者(町長)が必要であると認めたとき。
- (2) 水防本部の組織は、次の表-2のとおりとする。

なお、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)の規定による災害対策本部が設けられた場合は、水防本部は、この組織に入り水防事務を処理する。

- (3) 水防本部の事務局は総務課危機管理班に置く。
- (4) 水防配備体制

水防本部が設置されたときは、常時勤務から水防配備体制の切り替えを迅速確実に行う。 なお、長時間にわたる非常勤務活動の完遂を期するため、水防本部長(町長)は、本 部員を適当に交代又は休養させ、別に定める水防配備要領による非常配備を行う。

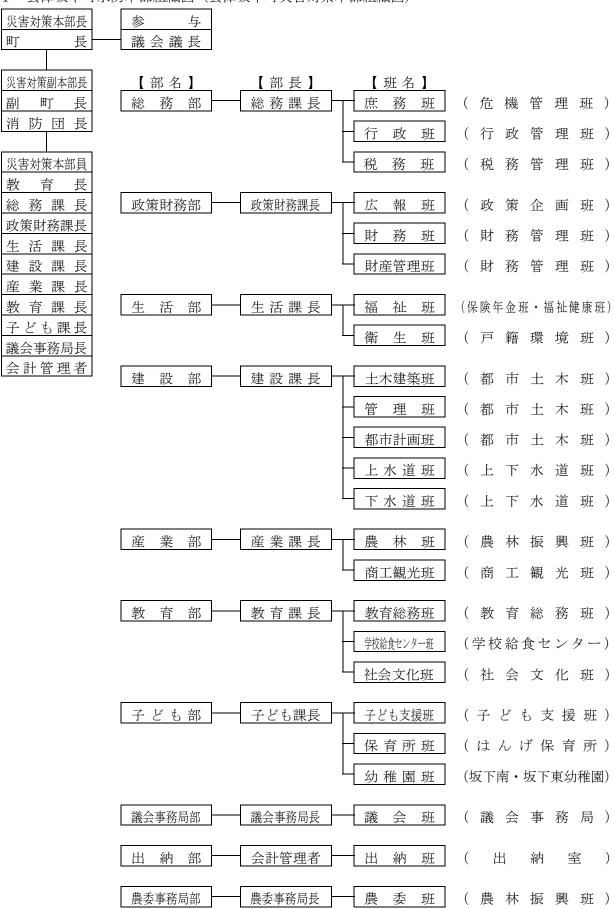
(表-3)

# (5) 水防本部解散基準

気象に関する警報及び水防警報が解除され、かつ水防上の危険が解消されたと認められる場合に、水防本部を解散する。

### 表一2

1 会津坂下町水防本部組織図(会津坂下町災害対策本部組織図)



注:各班の長は、各部長が命ずるものとする。

# 2 各部班の事務分掌

部 名	班 名	事 務 分 掌
総務部	庶務班	1 防災会議に関すること。
		2 災害対策本部の庶務に関すること。
		3 総合的災害対策の立案と各部との連絡調整に関すること。
		4 災害対策本部長(以下「本部長」という。)の命令の伝達に関す
		ること。
		5 消防機関との連絡に関すること。
		6 災害救助法の適用に関する全般的な具体策の立案及びその実施
		に関すること。
		7 災害救助基金の運用に関すること。
		8 職員の非常招集に関すること。
		9 災害時における職員の動員及び調整に関すること。
		10 気象情報の接受及び通報に関すること。
		11 部内の他の班に属しない所掌事項。
		12 水防に関すること。
		13 本部長の命ずる応急対策に関すること。
	行政班	1 災害情報の収集連絡に関すること。
		2 県及び国等に対する要望等の資料作成に関すること。
		3 部内各班との連絡調整に関すること。
		4 県及び国等に関する要望等の資料作成に関すること。
		5 県又は他町村に対する職員の派遣及び派遣のあっせんに関する
		こと。
		6 自衛隊の要請等に関すること。
		7 自動車等の配車に関すること。
		8 防災会議関係機関との連絡調整に関すること。
		9 本部長の命ずる応急対策に関すること。
	税務班	1 被災者に対する公的徴収金の減免等に関すること。
		2 被害状況に基づく各種申告等の期限の延長公示に関すること。
		3 本部長の命ずる応急対策に関すること。
政策財務部	広報班	1 新聞発表、ラジオ放送、テレビ放送、防災行政無線、広報車によ
		る広報活動、その他広報に関すること。
		2 災害写真の撮影、収集、記録等に関すること。
		3 本部長の命ずる応急対策に関すること。
	財政班	1 災害対策費の予算措置に関すること。
		2 公用令書の発行及びこれに伴う損失の補償に関すること。
		3 応急復旧資金のあっせん等に関すること。
		4 本部長の命ずる応急対策に関すること。

部 名	班	事 務 分 掌	
	財産管理	1 廃道敷、廃河川敷の管理対策に関すること。	
		2 役場庁舎、附属施設等の被害の調査並びにその他応急復旧に	こ関っ
		ること。	
		3 義援物資の保管場所の確保に関すること。	
		4 義援物資の受給状況の把握に関すること。	
		5 避難所等への物資の配給に関すること。	
		6 災害義援金(寄附金)の受付、管理に関すること。	
		7 本部長の命ずる応急対策に関すること。	
生活部	福祉班	1 災害救助に関すること。	
		(1) 被災者の避難及び収容所の設置に関すること。	
		(2) 炊き出し及び食料品の給与に関すること。	
		(3)被服、寝具類、その他生活必需品の調達に関すること。	0
		(4) 被災者の生活相談、援護に関すること。	
		2 被災者に対する援護対策に関すること。	
		3 災害ボランティアセンター設置並びに同センターとの連絡	各調
		に関すること。	
		4 被災者に対する生活福祉資金等に関すること。	
		5 社会福祉関係施設の被害調査及びその応急復旧に関するこ	と。
		6 被災地区における高齢者世帯・心身障がい者(児)世帯等の	の災
		時要支援者世帯の援護対策に関すること。	
		7 老人福祉施設等の被害の調査及びその応急復旧に関するこ	と。
		8 心身障がい者(児)福祉施設等の被害の調査及びその応急行	复旧
		関すること。	
		9 要配慮者の把握及び避難状況の確認に関すること。	
		10 福祉避難所の設置に関すること。	
		11 被災地における被災者の健康管理及びメンタルヘルスケブ	アに
		すること。	
		12 医療及び助産に関すること。	
		13 医薬品の確保及び配分に関すること。	
		14 本部長の命ずる応急対策に関すること。	
	衛生班	1 防疫及び清掃に関すること。	
		2 衛生資材の確保及び配分に関すること。	
		3 死体の処理及び埋葬に関すること。	
		4 その他衛生全般に関すること。	
		5 被災地区における応急救護に関すること。	
		6 医療機関の被害の調査及びその応急復旧に関すること。	
		7 環境衛生及び食品衛生の保持に関すること。	
		8 動物(ペットに限る。)救護対策に関すること。	

部名	班名	事 務 分 掌
		9 本部長の命ずる応急対策に関すること。
建設部	土木建築班	1 道路、橋りょう等の被害の調査及びその応急復旧に関すること。
		2 水防活動に関すること。
		3 その他土木全般に関すること。
		4 気象情報の収集及び通報に関すること。
		5 建設事務所等からの公共土木施設被害報告の収集に関すること。
		6 河川の被害の調査並びにその応急復旧に関すること。
		7 林道施設及び治山施設の被害の調査並びにその応急復旧に関す
		ること。
		8 町営住宅等の応急復旧に関すること。
		9 仮設住宅の建築に関すること。
		10 住宅改良資金のあっせんに関すること。
		11 災害応急住宅等の建設に要する資材の調達及びあっせんに関す
		ること。
		12 本部長の命ずる応急対策に関すること。
	管理班	1 交通不能箇所の調査及び通行路線の決定に関すること。
		2 本部長の命ずる応急対策に関すること。
	都市計画班	1 都市施設の被害調査及びその応急復旧に関すること。
		2 本部長の命ずる応急対策に関すること。
	下水道班	1 下水道の被害調査及びその対策に関すること。
		2 被災地における仮設トイレ等の衛生設備の設置及び管理に関す
		ること。
		3 下水道施設等の応急復旧に関すること。
		4 本部長の命ずる応急対策に関すること。
	上水道班	1 上水道の被害調査及びその対策に関すること。
		2 被災地における飲料水の供給に関すること。
		3 上水道施設等の応急復旧に関すること。
		4 本部長の命ずる応急対策に関すること。
産業部	農林班	1 農作物及び森林の被害調査並びに応急対策に関すること。
		2 農薬、肥料の確保、配分に関すること。
		3 応急用米穀、そ菜及び調味料の調達、あっせんに関すること。
		4 家畜伝染病の予防及び防疫並びに家畜飼料の調達、あっせんに関
		すること。
		5 農林畜産関係の補助と融資起債等に関すること。
		6 その他農林業全般に関すること。
		7 農業気象に関すること。
		8 被災農業者に対する農林金融に関すること。
		9 農産物の防虫及び駆除に関すること。

部 名	班 名	事 務 分 掌
		10 森林病害虫の防除及び駆除に関すること。
		11 農地及び農業用施設の被害調査及びその応急対策に関すること。
		12 林業用施設の被害調査及びその応急対策に関すること。
		13 災害応急国有林の需要量の掌握及び払い下げのあっせん並びに
		森林管理署との連絡に関すること。
		14 農業水利の確保に関すること。
		15 災害時における木材及び薪炭の調達並びにあっせんに関するこ
		と。
		16 本部長の命ずる応急対策に関すること
	商工観光班	1 商工業関係の被害調査に関すること。
		2 被害時における労働力確保に関すること。
		3 応急対策のための食料品類(かん詰、漬物等)毛布、衣料品等そ
		の他生活必需品及び資材等の調達に関すること。
		4 その他商工業全般に関すること。
		5 被害地区における消費者保護対策に関すること。
		6 物価対策の連絡調整に関すること。
		7 金属製品等の調達に関すること。
		8 被災時における高圧ガス及び火薬類の取締りに関すること。
		9 被害労働者の福祉に関すること。
		10 本部長の命ずる応急対策に関すること。
教育部	教育総務班	1 学校施設の被害の調査及び応急対策に関すること。
		2 被害地の応急教育及び教職員の動員に関すること。
		3 被災した児童及び生徒に対する学用品の調達及びあっせん等に
		関すること。
		4 被災した児童及び生徒の保健管理に関すること。
		5 学童の避難に関すること。
		6 被災地の養護教育の確保及び教職員の動員に関すること。
		7 体育施設の被害の調査に関すること。
		8 被災地の教育関係職員の福利厚生に関すること。
		9 本部長の命ずる応急対策に関すること。
	学校給食セ	1 被災園児、児童、生徒に対する学校給食に関すること。
	ンター班	2 本部長の命ずる応急対策に関すること。
	社会文化班	1 文化財等の被害の調査に関すること。
		2 公民館等の社会教育施設の被害の調査に関すること。
		3 社会教育施設の応急復旧対策に関すること。
		4 本部長の命ずる応急対策に関すること。
子ども部	子ども支援	1 被災地区における児童及び母子世帯等の援護対策に関すること。
	班	2 本部長の命ずる応急対策に関すること。

部 名	班 名		事 務 分 掌
	保育所班	1	児童福祉施設等の被害の調査及びその応急復旧に関すること。
		2	本部長の命ずる応急対策に関すること。
	幼稚園班	1	幼児教育施設等の被害の調査及びその応急復旧に関すること。
		2	本部長の命ずる応急対策に関すること。
議会事務局	議会班	1	町議会議員との連絡に関すること。
部		2	本部長の命ずる応急対策に関すること。
出納部	出納班	1	災害救助基金の出納に関すること。
		2	災害応急対策に要する経費の経理に関すること。
		3	その他経理全般に関すること。
		4	本部長の命ずる応急対策に関すること。
農委事務局部	農委班	1	本部長の命ずる応急対策に関すること。

備考 事務分掌によるもののほか、事務に余裕のある部又は班は、必要に応じ他部 又は他班の行う事務について応援するものとする。

表-3 状況によっては、上位の体制に直ちに移行する場合がある。

種別	配備体制	配備につく時期
水防第1配備体制	少人数の人員で、主に情報の収	今後の気象情報と水位情報に注意し、
	集及び連絡にあたり、事態の推	警戒する必要があるが、具体的な水防
	移によっては直ちに招集その他	活動を実施するに至るまでには時間
	の活動ができる体制。	的余裕があると認められるとき。
水防第2配備体制	所属人員の約半分を総員し、水	水防活動を必要とする事態の発生が
	防活動が発生したときも対応可	予想され、数時間後には水防活動の開
	能な体制。	始が考えられるとき。
水防第3配備体制	所属人員の全員を動員する完全	甚大な被害が発生するおそれがあり、
	な水防体制。	第2配備体制では処理しがたいと考
		えられるとき。

# ○水防本部員の注意事項

- (1) 水防本部員は、常に気象状況の変化に注意し、水防配備が発令されれば直ちに出動できるよう備えるものとする。
- (2) 第1配備体制発令後は出来る限り外出を避けるなど、常に居場所を明確にしておくものとする。
- (3) 本部員の勤務時間は、交代者と引継を完了するまでとする。

# 第7 水防本部員の非常参集

事務分担する職員等は、水防本部員の作業開始の指令を受けたときは、直ちに本部に参集し、水防本部長の指揮を受けるものとする。

# 第8 水防警報

国土交通大臣、または河川管理者たる県知事、洪水によって災害が起きるおそれがあるときは、 水防法第 16 条第 1 項の規程により水防警報を発表し水防の必要がある旨を警告する。

- 1 水防警報指定河川
- (1) 水防警報を行う指定河川
  - ア 国土交通大臣指定河川
  - 水防警報(第16条第1項)

# 阿賀川

発表担当者	阿賀川河川	事務所長	発表担当者	福島	県水防本部 <u></u>	ē 電話	阿賀川河	阿賀川河川事務所面:26-6487 Fax:26-0526				
河川名			区	1			間					
阿賀川 (幹川)	左岸 福島右岸 福島	右岸 福島県喜多方市山都町小舟寺字中崎乙2538番の2地先まで										
日橋川 (支川)	右岸 福島	右岸 福島県喜多方市塩川町金橋字礫の宮38番の2地先堂島橋から 幹川合流点まで										
水防警報	観測所名	地	先 名		種別	水炉 水位 (m)	はん濫注意 水位 (m)	計画水位 (m)	計画洪水量(m³/s)			
の対象と	馬越		津美里町馬越		テレメーター	3.40	3.90	8.60	2,900			
かる観測所	宮古		丰坂下町大字"	宮古	テレメーター	1.50	2.00	5.19	3,900			
771	山科		<b>慶徳町山科</b>		テレメーター	1.80	2.70	7.83	4,800			
	南大橋(日橋川)	喜多方市	<u> </u>		テレメーター	2.60	3.20	5.37	900			
	種類		内	容			発令	<u> </u>	售			
	準 備	整備点検、	関する情報連続 水門等の開 の準備を通知	界の準備	<b>備、水防</b> 関	雨量・水位・流量その他の河川状況により 必要と認められるとき。 指定水位に達し警戒水位を超える恐れが あるとき。						
水防警報の範囲	出動	水防機通知する。	関が出動する もの。	が必要が	ぶある旨を	水位・流量その他河川の状況により警戒水 位以上に上昇する恐れがあるときで警戒水 位に達すると予想される時刻の1時間前と する。						
♥ ク単凸/四	解除	水防活動	動の終了を通	知する。	もの。	戒水位以		も水防作業	とき、但し警 を必要とす 1るとき。			
	状 況	位の大きる 況を明示 亀裂その作	水位の上昇、下降、滞水時間、最高水 位の大きさ時刻等、水防活動上必要な状 況を明示するとともに越水、漏水、法崩、 亀裂その他、河川状況により特に警戒を 必要とする事項を通知する。				川の状況を	重知する。				

# イ 福島県知事指定河川

○ 福島県報告示第 307 号 平成 18 年 3 月 28 日

# 宮川

発表担当者	会津若松建設	<b>没事務所</b>				電話	Tel:29-54	50	
河川名			区				間		
宮川									
水防警報の対象と	観測所名	地	七 名	種別	種別 が (		はん濫注意 水位 ( <b>m</b> )	計画水位 (m)	計画洪水量 (m³ /s)
なる観測所	高田雨量 水位	大沼郡会津美 下川原	里町永井野字	テレメーター	1	.40	2.00	3.00	451
	開津水位	河沼郡会津坂	テレメーター	1	.80	2.30			
	観測所名	待機	準備	出動		角	解除	水位	その他特に 必要な事項
水防警報の範囲	高田雨量 水位 1.2mに達し、はん濫注意 水位異常に達 すると思われ るとき		水位 1.4mに達 し、なお上昇の おそれがある とき	水位 2.0mに達 し、なお上昇の おそれがある とき		カ 注意水位を下		水位は1時間 ごとに数字を もって行う	適宜、出水 情報をも って状況 を通知す る。

# 第9 水防巡視等

# 1 水防巡視

水防本部長は、洪水予報等の通知を受けたときは、直ちに各河川の水防受持区域の水防分団長(消防分団長)に対し、その通報を通知し、必要団員を河川及び水門、樋門等の巡視を行うよう指示するものとする。

また、河川水位が次の表の通報水位又は警報水位に達した旨の通報があったときは、直ちに関係水防団長(消防団長)に通知するとともに、次項に定める「水防信号」により周知し、さらに必要な団員を招集し、警戒、水防活動に、当たらせるものとする。

河川名	観測所の名称	観測所の位置	水防団待機 水位	はん濫注意 水位	管理者名
阿賀川	宮古	会津坂下町大字宮古字下川原	1.50	2.00	阿賀川河川事務所
"	山科	喜多方市慶徳町山科	1.80	2.70	阿賀川河川事務所
宮 川	開津水位	会津坂下町大字開津字台畑	1.80	2.30	会津若松建設事務所
只見川	片門水位	会津坂下町大字片門字片門			阿賀川河川事務所

# 2 水防信号

水防信号は、福島県水防信号規則(昭和 24 年福島県規則第 91 号)の規定に基づき次により行うものとする。

第1信号	河川の水位が警戒水位に達したとき	一般町民に周知するとともに必要な団員				
		を招集し、河川の警戒に当たる。				
第2信号	各分団長より洪水のおそれがある旨	各分団長を招集するとともに水防活動に必				
	の報告があったとき	要な資材を現場に輸送する。				
第3信号	堤防が決壊し又は、これに準ずべき	各分団員の外、必要により、一般町民の出				
	事態が発生したとき	動を求めるとき				

第4信号 洪水が著しく切迫し区域内の住民を 会津坂下警察署に通報し、一般町民を避難 避難させる必要があると認めたとき 場所に誘導する。

- ○福島県水防信号規則(昭和24年福島県規則第91号)
- 第1条 水防法第13条第1項の規定による水防信号は、次の各号に掲げるものとする。
  - 一 第1信号 警戒水位に達したことを知らせるもの。
  - 二 第2信号 水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの。
  - 三 第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの。
- 四 第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの。 第2条 水防信号は、別に定める区分及び方法に従って発する。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

# 別 表

	警鐘信号	サイレン信号 (余いん防止符)
第1信号	○休止 ○休止 ○休止	約 5 秒 15 秒 5 秒 15 秒 5 秒 15 秒 15 秒
		〇 一 休止 〇 一 休止 〇 一 休止
第2信号	0-0-0	約 5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒
		〇 一 休止 〇 一 休止 〇 一 休止
第3信号	0-0-0-0	約 10 秒 5 秒 10 秒 5 秒 10 秒 5 秒 10 秒 5 秒
		〇 一 休止 〇 一 休止 〇 一 休止
第4信号	乱打	約 1分 5秒 1分
		〇 一 休止 〇 一

- 備考 1 信号は適宜の時間継続すること。
  - 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。
  - 3 危険があった時は口頭伝達により周知させるものとする。

# 第10 水防資材

1 町水防備蓄器材・資材一覧表

			数	量			
資器材名	単位	舘ノ下倉庫	古坂下倉庫	八日沢倉庫	交流促進施設 水防センター	備	考
ツルハシ	丁	3	4	3	2		
レスキューアッキス	11				2		
ナタ	]]	1	1	1			
掛矢	IJ	8	1 0	1 0	1 0		
スコップ	IJ	3 0	4 0	3 0	2 0		
斧	"	1	5	1	5		
ボトルクリッパー (大)	"		2	2	1		
ボトルクリッパー (中)	"			1			
ハンマー	]]	1	1	1			
鎌	11	5	1 0	5			
鋸	IJ	2	2	1	5		
唐くわ	IJ		1 0				
ビービーワーカー	基				1		

			数	量			
資器材名	単位	舘ノ下倉庫	古坂下倉庫	八日沢倉庫	交流促進施設 水防センター	備	考
簡易トイレ	"				5		
簡易トイレ用ワンタッチテント	張				1		
災害多人数用救急箱	個				1		
土のう袋又は麻袋	袋		7,300	1,500			
ビニールシート	枚	1 0	4 0	4 0			
縄	巻	3 0	5 0	3 0			
ロープ	"	1	1	1			
スローロープ	袋				2		
トラロープ	巻		1		1		
コーンバー黄色部反射式	基				1 0		
カラーコーン	"				2 0		
コーンウェイト	"				2 0		
ハンド型メガホン	台				2		
コードリール	"				2		
ハロゲン投光器(三脚含)	基				2		
レスキューボード	台				1		
エンジンチェンソー	"				1		
燃料携行缶	缶				1		
杭木	本	6 5 0		500			
鉄線(#10)	kg		4 0	4 0			
とび口	丁		6				
ゴムボート	艘			1	1		
救命胴衣	着			5 0			
浮き輪	個			3	1		
オイル吸着マット(100 枚入)	箱				3		

# 2 水防倉庫所在地

(1) 舘ノ下水防倉庫 会津坂下町字舘ノ下111-3

(2) 古坂下水防倉庫 会津坂下町字上窪道北乙73-2

(3) 八日沢水防倉庫 会津坂下町大字八日沢字新屋敷 2

(4) 交流促進施設(水防センター) 湯川村大字佐野目字5丁ノ目78番地1

# 3 水防資材の調達

水防資材確保のため、下記の水防資材取扱業者とあらかじめ、契約しておくものとする。 なお、各分団において、状況の急変等により水防本部に要請するいとまがないときは、各分 団長は当該地域の業者等により調達するものとする。その場合は、その旨を水防管理者あて 報告するものとする。

	名 称	住 所	電 話
	会津みどり農業協同組合	会津坂下町橋本	83-2411
土のう袋	江川金吉商店	会津坂下町柳町	83-3611
	高松金物店	会津坂下町仲町	83-2337
金物類	高松金物店	会津坂下町仲町	83-2337
金 物 類 	江川金吉商店	会津坂下町柳町	83-3611
杭類	堀木材店	会津坂下町緑町	83-2670
<b>が</b>	桑原木材工業	会津坂下町杉	82-3011
縄、こも類、藁工品	荒井信商店	会津坂下町橋本	83-2169

# 第11 水防活動等

# 1 水防活動

町は、水防団活動を常に把握し、円滑な活動を行えるよう、関係機関と連携し、情報の共 有化を図る。

有化を囚る。			
活動内容	地方水防本部 (会津若松建設事務所他)	水防管理団体 (会津坂下町)	水防団等
河川等の巡視	・所轄河川の巡視	・所管河川(国・県・町管理)	・所轄河川(国・
及び状況報告	・水防管理団体からの報告のと りまとめ	の巡視 ・水防団等からの報告の取りま	県・町管理)の 巡視
		とめ	・水防管理団体
		・地方水防本部への報告	(町) への報告
雨量・水位等	• 所轄量水標、雨量計観測	<ul><li>所轄量水標、雨量計観測状況</li></ul>	
の通報	・状況を水防本部への報告	・地方水防本部への報告	
♥ 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	<ul><li>・所轄水防管理団体への連絡</li></ul>	・所轄水防団への連絡	
水防警報の発	<ul><li>所轄水防管理団体へ発令</li></ul>	・所轄水防団への連絡	
令	・水防本部及び関係地方		
11	・水防本部への通報		
水防団の非常	・水防活動の支援	<ul><li>所轄水防団等への非常配備発</li></ul>	・水防管理団体へ
│ │配備活動状況	・水防管理団体からの報告の取	令	活動状況を報告
日山州石野小人儿	りまとめ	・水防団等からの報告取りまと	
報告等	・水防本部への報告	め	
		・地方水防本部への報告	
警察官他の水	・水防管理団体からの報告の取	・警察官の出動要請	
防管理団体へ	りまとめ	・他の水防管理団体への援助要	
	・水防本部への報告	請	
の援助要請		・地方水防本部への報告	
被害軽減等の	・応急対策の実施	・応急対策の実施	・応急対策への協
	・水防管理団体からの報告お取	・地方水防本部への報告	力
措置	りまとめ	- 234 74 124 1 PM	
	・水防本部への報告		
決壊・避難の	・避難のための立ち退き通報	<ul><li>・決壊等の通報(地方水防本部、</li></ul>	<ul><li>決壊等の通報</li></ul>
	・水防管理団体からの報告の取	他の水防管理団体への通報)	<ul><li>決壊後の被害拡</li></ul>
ための立ち退	りまとめ	・避難のための立ち退き通報(地	大の防止、水防
き通報	・水防本部への報告	方水防本部、所轄警察署への	管理団体への状
	ソンドレス・エートロー・・・・ 土水 口	通報)	元型 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
-			

活動内容	地方水防本部 (会津若松建設事務所他)	水防管理団体 (会津坂下町)	水防団等
水防活動の報告	・水防資機材使用状況の整理 ・水防管理団体からの報告の取 りまとめ ・水防本部への報告	・水防資機材使用状況の整理 ・水防団等からの報告の取りま とめ ・地方水防本部への報告	・水防管理団体へ の活動報告

# 2 水防団 (消防団) の活動

洪水に際し、水害を警戒し及びこれに因る被害を軽減し、もって、公共の安全を保持するため、水防法(昭和24年法律第193号)第10条の規定による洪水予報等を受けたときから洪水による危険が除去するまでの間、この計画に基づいて活動するものとする。

# 水防団の出動段階

活動段階	活動内容	指令の発せられる時期
第1段階 待機	※水防団の足止めを行うもの。 水防団等の連絡員を本部に詰めさせ、 団長はその後の情勢を把握することに 努める。 一般団員は直ちに次の段階に入りうる よう準備する。	概ね水防に関する気象情報等が発せられ、洪水が予想される場合。
第2段階準備	※水防活動の準備を通知するもの。 水防団等の団長は所定の詰め所に集合 し、水防資機材の整備・点検、作業員 の配備計画にあたる。 また、水門等水防上重要な工作物のあ る箇所及び堤防の巡視等に一部の団員 を出動させる。	概ね河川の水位が水防団待機水位に達し、なお上昇のおそれがあり、水防活動の必要が予想されるとき。
第3段階出動	※水防団の活動を通知するもの。 水防団等の団員全員が所定の詰所に集 合し、警戒配備につく。	概ね河川の水位がはん濫注意水位に達 し、なお上昇するおそれがあるとき。
第4段階 解 除	※水防活動の終了を通知するもの。 人員を確認し、水防活動の内容を水防 管理団体に報告のうえ、解散する。	概ね水防警報等が解除され、かつ河川 がはん濫注意水位以下になる等水防上 の危険が解消されたとき。

<sup>※</sup> なお、地震により堤防の漏水、沈下等の被害が生じた場合、またはそのおそれが大な場合は、上記に順次指令を発するものとする。

# 3 分団の水防受持区域を次のとおり定める。

河川友	区		域	和火八国	1 =	<b>作</b> 入担託	ま ル 耂		
河川名	位置		延 長	担当分団	人員	集合場所	責任者		
阿賀川	会津坂下町大字				3,500	第3分団	87	3 班屯所	第3分団長
	宮古・東原	泉							
IJ	会津坂下	町大字	右岸	第4分団	94	1 班屯所	第4分団長		
	青木		650						
"	"	大字	左岸	第4分団	94	1 班屯所	第4分団長		
	青木		636						
IJ	IJ	大字	左岸	第4分団	94	2 班屯所	第4分団長		
	沼越		700						
"	IJ	大字	左岸	第4分団	94	4 班屯所	第4分団長		
	五香		380						
"	IJ	大字	左岸	第4分団	94	9 班屯所	第4分団長		
	青津		2,800						
"	IJ	大字	左岸	第4分団	94	9 班屯所	第4分団長		
	宇内		300	第5分団	63	1 班屯所	第5分団長		

> tu 6	区	域			# ^ IB=r	* × *
河川名	位置	延長	担当分団	人員	集合場所	責 任 者
宮川	ッ 大字	700	第2分団	90	5 班屯所	第2分団長
	五ノ併字上新田		第3分団	87	1 班屯所	第3分団長
旧宮川	ッ 大字	3,000	第1分団	56	3 班屯所	第1分団長
	中泉字屋敷添		第3分団	87	1 班屯所	第3分団長
			第4分団	94	7 班屯所	第4分団長
			第5分団	63	1 班屯所	第5分団長
只見川	〃 大字	右岸	第7分団	63	2 班屯所	第7分団長
	高寺字舟渡	1000				
"	〃 大字	左岸	第7分団	63	1 班屯所	第7分団長
	片門字片門	1,000				
滝の川	ッ 大字	1,500	第6分団	76	5 班屯所	第6分団長
	坂本字七折下					
田沢川	ッ 大字	2,500	第2分団	90	1 班屯所	第2分団長
	牛川字中島					
栗村	ッ 大字	5,000	第1分団	56	3 班屯所	第1分団長
用水路	五ノ併字沖		第2分団	90	6 班屯所	第2分団長
			第6分団	76	1 班屯所	第6分団長

平成 26 年 6 月 1 日 阿賀川水防訓練



排水ポンプ車 排水作業展示

防災ヘリ救助訓練

# 4 重要水防箇所一覧表

# 重要水防区域一覧表(堤防断面)

河川名	番号	左右	位		置	距離標	水防管理	評定基準	延長	₹ (m)	予想される	対策水防	備	考
刊川泊	留万	岸別	市町村	大 字	字	<b>止無</b> 係	団 体	種 別	A	В	危険概要	工法	7月	45
阿賀川	1	左岸	会津坂下町	青 木		$5.0 \mathrm{km} + 0 \mathrm{m} \sim$	会津坂下町	堤防断面		2,200	決 壊	積み土嚢工		
						$7.2 \mathrm{km} + 0 \mathrm{m}$		不 足				シート張工		
"	2	左岸	会津坂下町	五 香		$10.8\mathrm{km}\!-\!20\mathrm{m}\!\sim$	会津坂下町	堤防断面		2,580	決 壊	積み土嚢工		
				海老細		13.4  km + 0  m		不 足				シート張工		
"	3	右岸	喜多方市	山 科		$5.0 \mathrm{km} + \mathrm{0m} \sim$	喜多方市	堤防断面		2,960	決 壊	積み土嚢工		
			会津坂下町	青 津		$8.0 \mathrm{km} - 40 \mathrm{m}$	会津坂下町	不 足				シート張工		

# 重要水防区域一覧表(漏 水)

河川名	番号	左右	位			置	距離標	水防管理	評定	基準	延長	ŧ (m)	予想さ	これる	対策水防	備	考
刊川泊	留万	岸別	市町村	大	字	字	止無係	団 体	種	別	A	В	危険	概要	工法		
阿賀川	1	左岸	会津坂下町	青	木		$6.0\mathrm{km}\!+\!80\mathrm{m}\!\sim$	会津坂下町	漏	水		1,510	決	壊	月の輪工		
				<u> </u>	Ш		$7.4  \mathrm{km} + 90  \mathrm{m}$								シート張工		
	2	左岸	会津坂下町	沼	越		$8.2\mathrm{km}\!+\!90\mathrm{m}\!\sim$	会津坂下町	漏	水		1,290	決	壊	月の輪工		
				<u>\frac{\frac{1}{1}}{1}</u>	JII		$9.8  \mathrm{km} + 0 \mathrm{m}$								シート張工		
"	3	左岸	会津坂下町	五.	香		$11.2\mathrm{km}\!+\!90\mathrm{m}\!\sim$	会津坂下町	漏	水		1,210	決	壊	月の輪工		
				宮	古		$12.4  \mathrm{km} + 100  \mathrm{m}$								シート張工		
"	4	右岸	湯川村	佐野	予目		$14.4\mathrm{km} + 100\mathrm{m}$ $\sim$	湯川村	漏	水		1,300	決	壊	月の輪工		
			会津坂下町	束	原			会津坂下町							シート張工		
			会津若松市	髙	久		$15.8  \mathrm{km} +  \mathrm{0m}$	会津若松市									

# 重要水防区域一覧表(水衝・洗掘)

河川名	番号	左右	位			置	距離標	水防管理	評定基準	延長	(m)	予想される	対策水防	備	考
門川泊	留万	岸別	市町村	大	字	字	<b> </b>	団 体	種 別	A	В	危険概要	工法		
阿賀川	1	左岸	会津坂下町	五.	香	十日免	10.8 km+ 0 m∼	会津坂下町	水衝・		200	決 壊	木流し工		
						稲 荷	11.0 km + 0 m		洗掘				シート張工		
IJ	2	左岸	会津坂下町	宮	古	宮 北	$12.8 \mathrm{km} + 0 \mathrm{m} \sim$	会津坂下町	水衝・		300	決 壊	木流し工		
							$13.0  \mathrm{km} + 100  \mathrm{m}$		洗掘				シート張工		
IJ	3	右岸	会津坂下町	東	原	佐野前	14.8 km+ 0m∼	会津坂下町	水衝・		400	決 壊	木流し工		
							$15.2 \mathrm{km} + \mathrm{0m}$		洗掘				シート張工		

河川名	番号	左右	位			置	距離標	水防	管理	評定	基準	延長	{ (m)	予想さ	される	対策	水防	備	考
刊川石	留り	岸別	市町村	大	字	字	<u> </u>	寸	体	種	別	A	В	危険	概要	エ	法		
阿賀川	4	右岸	会津坂下町	東	原	佐野前	$15.4\mathrm{km}\!-\!30\mathrm{m}\!\sim$	会津坂	下町	水種	ĵ•		200	決	壊	木流	LΙ		
							$15.6\mathrm{km}\!-\!40\mathrm{m}$			洗	掘					シート	、張工		

# 重要水防区域一覧表(会津若松建設事務所管内)

番	河川名	水防管理	水防	左右	位		置	評定基準	堤	防	予想される	対策水	氾濫面	摘	要
号	例川名	団 体	分団名	岸別	市町村	大 字	字	種 別	A(m)	B (m)	危険概要	防工法	積(ha)	人家(戸	i)、田畑(ha)
1	旧宮川	会津坂下町	第1・4・	両岸	会津坂下町	中泉	屋敷添	堤防断面		1,300	欠 壊	木流し	120	人家	551
			5分団								溢水	積み土嚢		田畑	111
2	只見川	会津坂下町	第7分団	左岸	会津坂下町	片 門	片門	洗 掘		1,000	欠 壊	木流し	1	人家	58
								堤防高			溢水	積み土嚢		田畑	1

# 重要水防区域一覧表 (工作物)

河川名	番号	左右	位			置	距離標	構造物名	管	理者	評定	現況	予想	される	備考
刊川泊	留り	岸別	市町村	大	字	字	12内14分	押坦初右	B	生 1	计化	一	危	険	1
阿賀川	1	左岸	会津坂下町	長	井	板 沢	$0.4  \mathrm{km} + 70 \mathrm{m} \sim$	長 井 橋	会社	津坂下町	· A	桁下高不足	決	壊	不足高 2.19m
		右岸				竃	$0.4  \mathrm{km} + 51 \mathrm{m}$								
IJ	2	左岸	会津坂下町	青	木	中川原	$7.2\mathrm{km}$ $ 46\mathrm{m}$ $\sim$	会 青 橋	福	島 県	: В	余裕高不足	決	壊	不足高 0.20m
		右岸	喜多方市	会	知	中川原	$7.2 \mathrm{km}\!-\!44 \mathrm{m}$								

# 重要水防区域一覧表(要注意区間:旧川跡)

河川名	番号	左右	位		置	距離標	水防管理	評定基準	延 長 (m)	備考
刊和	笛勺	岸別	市町村	大 与	字	中性保	団 体	種 別	要注意区間	ν <del>μ</del> 75
阿賀川	1	左岸	会津坂下町	青オ	: 八郎	$6.6\mathrm{km}\!-\!90\mathrm{m}\!\sim$	会津坂下町	旧川跡	3 2 0	
					下三郎	$6.8\mathrm{km}\!-\!20\mathrm{m}$				
"	2	左岸	会津坂下町	東原	台ノ下向	$15.2 \mathrm{km}$ $-60 \mathrm{m}$ $\sim$	会津坂下町	旧川跡	5 2 2	
					佐 野 前	$15.6  \mathrm{km} + 50 \mathrm{m}$				

# 5 水位観測所

# (1) 水防活動に必要とする観測所

番号	河川名	観測所の名称	観測所の位置	水防団待機水位	はん濫注意水位	通報先	管理者名	自記普通別	観測員
1	阿賀川	宮古水位観測所	会津坂下町大字宮古字下川原	1. 50	2. 00	阿賀川 河川事務所	阿賀川 河川事務所	テレメーター	阿賀川 河川事務所
2	阿賀川	山科水位観測所	喜多方市慶徳町大字山科	1.80	2.70	阿賀川 河川事務所	阿賀川 河川事務所	テレメーター	阿賀川 河川事務所
3	宮川	開津水位観測所	会津坂下町大字開津字台畑	1.80	2. 30	会津若松 建設事務所	会津若松 建設事務所	テレメーター	会津若松 建設事務所

# (2) その他の量水標

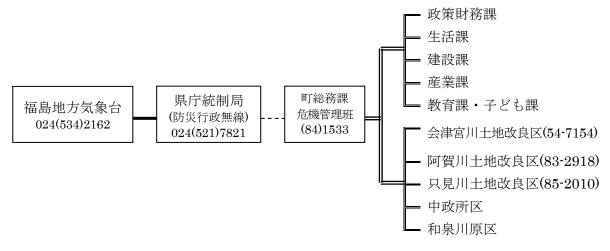
番号	河川名	観測所の名称	観測所の位置	水防団待機水位	はん濫注意水位	通報先	管理者名	自記普通別	観測員
1	宮川	宮川観測所	会津坂下町大字開津字			阿賀川 河川事務所	阿賀川 河川事務所	自記	阿賀川 河川事務所
2	旧宮川	丈助橋観測所	会津坂下町大字大上字			阿賀川 河川事務所	阿賀川 河川事務所	自記	阿賀川 河川事務所
3	只見川	片門水位観測所	会津坂下町大字高寺字舟渡			阿賀川 河川事務所	阿賀川 河川事務所	テレメーター	阿賀川 河川事務所

# 6 雨量観測所

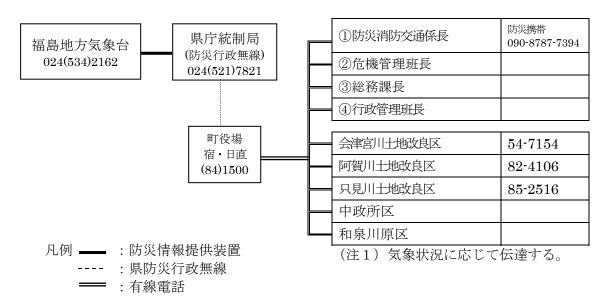
	0 111	Z 1901/14/71				
Ī	番号	管理機関	観測所名	所在地	雨量計の別	観測員名
ĺ	1	東北電力㈱	片門発電所	会津坂下町大字片門字片門	テレメーター	只見川ダム管理所

# 7 水防に関する連絡系統図

○ 気象予報連絡系統図



○ 退庁後及び夜間休日祝祭日水防用緊急連絡系統図



# ○ 災害時要配慮者利用施設への避難情報の伝達方法

危機管理班 ⇒ 担当課 ⇒ 各施設

区分	名称	所在地	電話番号	浸水想定 区 域	連絡担当課
コミュニテ	金上コミュニ ティセンター	大字福原字家東 59	83-3538	阿賀川 宮川	政策財務課
ィセンター	広瀬コミュニ ティセンター	大字青木字八峠 234-1	83-2326	阿賀川	以外別伤味
認可外	えくぼ遊育園	大字宮古字中西 29	82-2665	阿賀川	
保育施設	もみの木	字福原前 4129-1	090-5838-4849 (白井)	阿賀川	こども課
デイサービ スセンター	ニチイケアセ ンターはんげ	大字宮古字村西 40-3	84-2201	阿賀川	生活課

区分	名称	所在地	電話番号	浸水想定 区 域	連絡担当課
デイサービ スセンター	あそびりステ ーション	大字新開津字村内 96	0242-85-8154	宮川	生活課
老人ホーム	あったか I' z ケアホームつ ぼみ	大字宮古字台畑 52	0242-93-9140	阿賀川	生活課
	こばんげホーム	字台ノ下 745	0242-84-1366 —	阿賀川	生活課
地域生活支 援事業所	こころの森	字上口 470-1	0242-83-0708	阿賀川	生活課

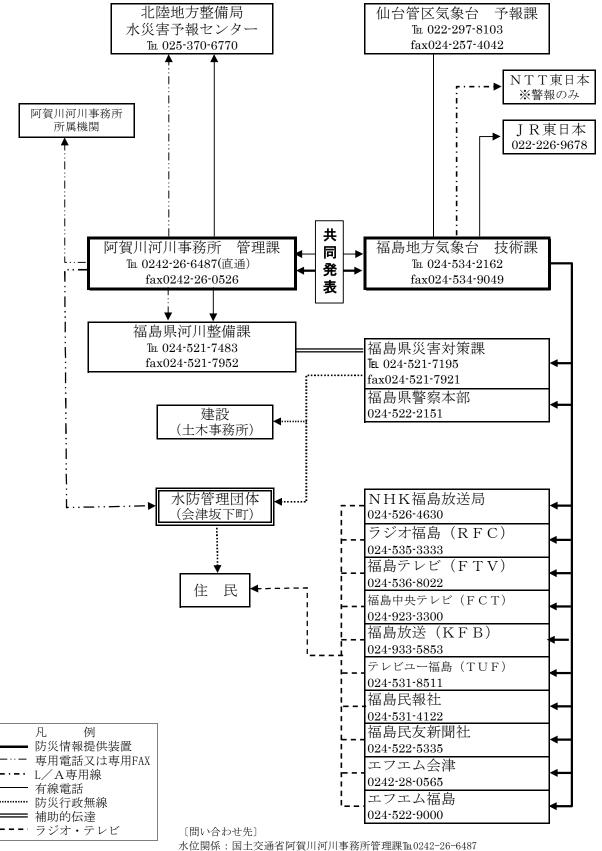




阿賀川水防訓練(積み土のう工)

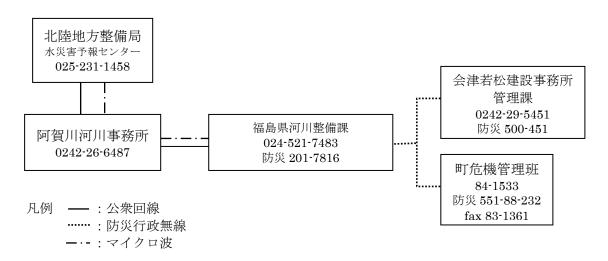


# ○ 阿賀川洪水予報伝達系統図

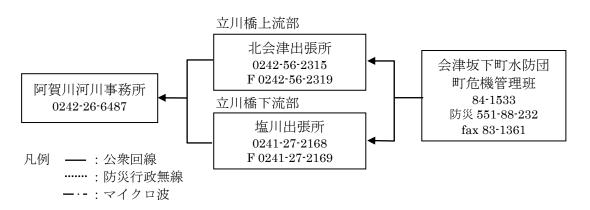


水位関係:国土交通省阿賀川河川事務所管理課版0242-26-6487 気象関係:気象庁 福島地方気象台 技術課版024-534-2162

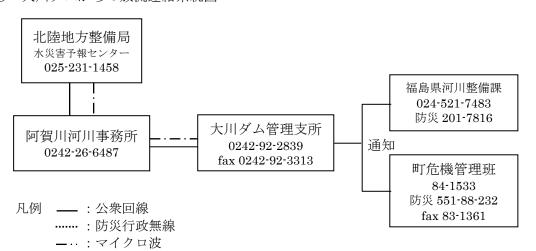
# ○ 阿賀川洪水時水防連絡通信網図



○ 阿賀川洪水時水防報告系統図(水防法第9条・同法18条)



### ○ 大川ダムからの放流連絡系統図



# ○ 鶴沼川防災ダムからの放流連絡系統図



凡例 ——:公衆回線

.....: 防災行政無線 ----: マイクロ波

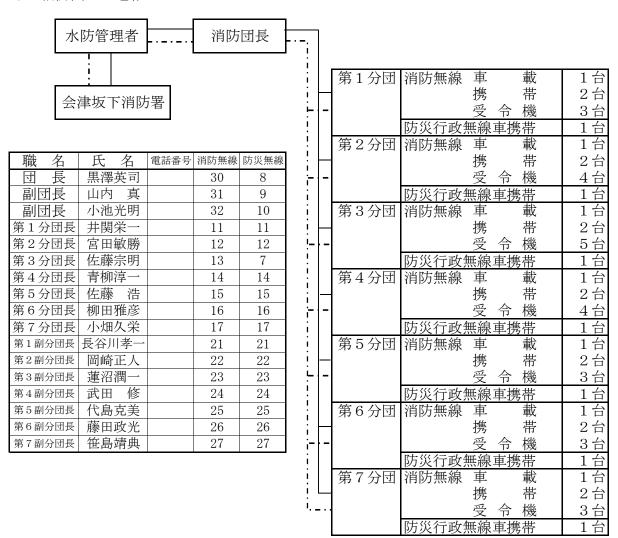
# ○ 只見川関係ダムからの放流連絡系統図



凡例 ——:公衆回線

.....: 防災行政無線 -·-:マイクロ波

### ○ 消防団への通報



※ 通報は、原則として消防無線及び防災行政無線によるものとするが、 無線の利用状況等により、優先電話とする場合もある。

# 8 河川、堤防の巡視等

- (1) 各分団長は、洪水予想の通知を受けたときは、随時、河川、堤防を巡視し、量水標による水位の変化と水門の状況等を水防管理者に報告するものとする。なお、水位が警戒水位に達したときは、福島県水防信号規則、第1信号及び防災行政無線により地域住民に周知するものとする。
- (2) 各分団長は、河川の水位が警戒水位に達したときは、常時、河川、堤防を巡視し、洪水のおそれを察したときは、直ちにその状況を水防管理者に報告するとともに、第2信号を打鐘するとともに防災行政無線により団員を招集し水防作業に当たらせ、その旨を水防管理者に報告するものとする。
- (3) 各分団長は、堤防の決壊又はこれに準ずべき事態が発生し、水防のため地域内住民の出動を求める必要があるときは、直ちに第3信号を打鐘するとともに防災行政無線により出動を要請し、その旨を水防管理者に報告するものとする。
- (4)各分団長は、洪水の危険が切迫し、直ちに地域住民の避難立退きを必要と認めるときは、 第4信号を打鐘するとともに防災行政無線により周知し、安全な場所に避難誘導を開始す るとともに、その旨を水防管理者に報告するものとする。

# (会津若松建設事務所管内)

河川名	決壊·	予想位置	戸数 人数		j	避	難 場 所	決壊通報及び	巡視者及び
1.37.150	大 字	字	(戸)	(人)	大	字	名 称	連絡者氏名	連絡者
旧宮川	中泉	屋敷添	596	1,464	石	田	坂下南小学校	第1分団	第1分団
								第3・4班	第3・4班
								第4分団	第4分団
								第7班長	第7班長
								第5分団	第5分団
								第6班長	第6班長
只見川	片 門	片門甲	55	172	片	門	高寺コミュニ	第7分団	第7分団
							ティセンター	第1班長	第1班長

# 9 避難場所

会津坂下町の避難場所として次の指定避難所を選定するものとする。 阿賀川(阿賀川河川事務所)・宮川(会津若松建設事務所)・只見川

指 定 避 難 所	所	在	地	収容人員(人)	管理者
坂下南小学校	会津坂下	町字石田甲650番地		763	学校長
坂下東小学校	"	字上口705番地		3 6 2	学校長
旧坂本分校	"	大字坂本字宮前甲9	4 0番地の2	1 7 9	町長
坂下中学校	IJ	字惣六83番地		4 1 3	学校長
坂下高等学校	"	大字白狐字古川甲1	090番地	488	学校長
会津農林高等学校	"	字曲田1391番地		768	学校長
町民体育館	"	字石田甲650番地		3 2 0	教育長
中央公民館	IJ	字五反田1310番	地の3	195	教育長
若宮コミュニティセンター	"	大字牛川字寿ノ宮1	890番地	3 6	センター長
" 附属体育館	"	大字牛川字寿ノ宮1	715番地	2 5 6	センター長
金上コミュニティセンター	IJ	大字福原字家東59	番地	3 5	センター長
リ	11	大字福原字福川原 9	13番地	2 1 2	センター長

指定避難所	所	在地	収容人員(人)	管理者
広瀬コミュニティセンター	"	大字青木字八峠234番地の1	5 2	センター長
" 附属体育館	"	大字青木字青木139番地	2 3 6	センター長
川西コミュニティセンター	"	大字宇内字五目1101番地の8	3 6	センター長
" 附属体育館	IJ	大字大上字柳ノ下甲312番地	270	センター長
八幡コミュニティセンター	"	大字塔寺字北原787番地	4 1	センター長
" 附属体育館	"	大字塔寺字北原787番地	2 2 6	センター長
高寺コミュニティセンター	"	大字片門字宮ノ下1900番地	5 7	センター長
が 附属体育館	"	大字片門字片門甲32番地の2	2 5 0	センター長
農村環境改善センター	"	大字見明字堤帰2115番地	2 4 0	町長
会津坂下町東松振興センター	"	大字東松字諏訪田丙304番地1	3 4	町長
健康管理センター	"	字五反田1295番地1	福祉避難所	町長

# 第 12 水防訓練

水防は迅速適切なる処理によってその効果を期待することができる。依ってこの水防訓練により、水防活動に必要な知識と水防作業の実施指導、更に情報の伝達等の確認迅速化を徹底させるとともに、地域住民に対する水防意識の高揚を図るための広報を行い、水防体制の充実化を図る。

なお、実施要領等は別に定める。また、阿賀川水防訓練に参加し、水防技術の習得と向上を 図る。

# 第13 費用負担と公用負担

# 1 費用負担(法第32条)

水防管理団体は、その管轄区域の水防に要する費用は各々当該水防管理団体が負担するものとする。ただし、他の水防管理団体に対する応援のために要する費用の額及び負担の方法は、応援を求めた水防管理団体との間で協議によってきめる。

又、水防管理団体の水防によって当該水防管理団体の区域の関係市町村以外の市町村が著しく利益を受けるときは当該水防に要した費用は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。ただし、その費用の額及び負担の方法は両方の協議によって定める。

# 2 公用負担(法第211条)

水防のため必要あるときは、水防管理者、水防団長、又は消防機関の長は、次の権限を行使することができる。ただし、損失を受けた者に対し、時価により損失を補償しなければならない。

必要な土地の一時使用

土石、竹林、その他の資材の使用

車馬、その他の運搬具又は、器具の使用

工作物その他の障害物の処分

### (1)公用負担権限証明書

水防法第21条により公用負担を命じる権限を行使する者は、水防管理者、水防団長又は、

消防機関の長にあっては、その身分を示す証明書をその他これらの者の委任を受けた者に あっては、次のような証明書を携帯し、必要ある場合は、これを提示すべきものとする。

第 号 公用負担権限証明書

> ○○○消防団 何 某

上記の者○○○区域における水防法 第 21 条第1項の権限行使を委任する ことを証明する。

平成 年 月 日

○○○町長 何 某印

# 水防法

- 第21条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は、消防機関の長は、水防の現場において必要な土地を一時借用し、石竹木、その他の資材を使用し、もしくは収用し、車馬その他の運搬具若しくは器具を使用し、車場その他の障害物を処分することができる。
  - 2 水防管理団体は、前項の規定により損失を受けた者に対し、時価により損失を補償しなければならない。

# (2) 公用負担命令票

水防法第 21 条の規定により公用負担を命ずる権限を行使する際は、原則として次のような命令票を目的物の所有者又は、これらに準ずるべき者に手渡して、これをなすものとする。

第 号

### 公務負担命令票

- 1. 目 的 物 種類 ○ 数量 ○ ○
- 2. 負担の内容 使用 収用 処分

平成 年 月 日

様

会津坂下町長 何 某 印

事務担当者 何 某 印

# 第14 水防解除

次の場合で、水防本部長が、その必要が無いと認めたとき。

- 1 水位が警戒水位以下に減じ、水防警戒の必要が無いと認めたとき。
- 2 洪水等のおそれがなくなったと認められるとき。

# 第 15 水防活動報告

各分団長は、水防活動終了後2日以内に別紙様式(1)により水防本部長に報告しなければならない。

# 別紙様式(1)

# 水防活動実施報告書

平成 年 月 日

作成責任者 印

出水の概況						J	[]	警雨	<b>式</b> 才	×位 量					m			
水防	実施箇	所				J	[]	左右		岸 岸				地先				m
日		時	É		月		日			時	^	~	至		月		日	時
出		勤	水	防	団員	į	消	防	寸	員		そ	$\mathcal{O}$	他		合		計
人		員			人					人				人				人
水の	. 防 作 概	業況	筃	所														m
及	びエ	法	工	法														
zk			堤	防	E			畑		家		鉄	道	道	路	人	П	その他
水防の	効	果		m		m²		1	m²		戸		m		m		人	
結果	被	害		m		m²		1	m²		F		m		m		人	
	カッさ	ます、自	表									住者		,		•		
		年土俵	<u> </u>								出	勤状	況					
	な											防関						
	丸	. 太	:									· の死						
	その他										i量水 )状							
水防活動に関す 自 己 批		る 判																
備		:	考															

(注) 水防を行った箇所ごとに作成すること。

第16 排水樋管及び河川水門等管理

水門の操作責任者は、ゲート等の操作を確実に実施し、水害の発生を未然に防止するものとする。

また、水門(樋門等)の管理者は、危機の異常等により操作が不可能または著しき困難となったときは、水防団等の応援を要請し、適切な処置を講ずる。

- ○河川水門等操作要領(平成元年3月7日改正)
  - 第1条 指定区間内の一級河川及び二級河川(以下「本川」という。)の洪水の発生に際し、支川、水路(以下「支川等」という。)への逆流等による被害を防止するため、河川の水門、 樋門及び樋管(以下「水門等」という。)の維持及び操作について、必要な事項を定めるものとする。

(洪水時における操作の方法)

- 第2条 市町村の委託を受けた水門等の操作責任者(以下「水門等操作責任者」という。)は、 洪水時においては、本川の水位及び支川等の水位の状況を観察し、次の各号に定めるとこ ろにより、水門等のゲートを操作するものとする。
- (1) 本川から支川等への逆流が始まるまでの間においては、ゲートを全開にしておくこと。
- (2) 水門から支川等への逆流が始まろうとするときは、水門等のゲートを全閉すること。
- (3) 水門等のゲートを全閉している場合において、水門等の上流の水位が水門等の下流の水位より高くなったときは、これを全開すること。

(平水時における操作の方法)

第3条 平水時においては、水門等のゲートは全開しておくものとする。

(通報)

第4条 第2条の規定に基づき水門等のゲートが全開若しくは全閉したときは、または水門等のゲート操作に起因して不測の事態が生じた場合は、水門等操作責任者は、直ちに水門等の操作を委託した市町村長(以下「市町村長」という。)に通報するものとし、通報を受けた市町村長は直ちに建設事務所長または土木事務所長(以下「所長」という。)に通報するものとする。

(警報発表時等の体制)

第5条 洪水警報等が発表さらた場合等洪水のおそれがある場合は、市町村長及び水門等操作 責任者は、水門等の管理上必要な気象及び水象の観測、関係機関との連絡並びに情報の収 集を密にするものとし、水門等操作責任者は、水門等の操作にあたれる体制にはいるもの とする。

(点検整備)

- 第6条 市町村長及び水門等操作責任者は、水門等の操作に備えて、毎月、点検整備注油等を 行い、これを常に良好な状態に保つものとする。
- 2 水門等の点検及び整備内容等については、別に定める水門等整備要領によるものとする。 (操作に関する記録及び報告)
- 第7条 水門等操作責任者は、水門等のゲート操作を行ったときは、次に掲げる事項を記録し、 洪水警報等が解除された後、市町村長に報告するものとし、報告を受けた市町村長はその 都度所長に報告するものとする。
  - (1) 操作の開始及び終了の年月日及び時刻
  - (2) 気象及び水象の状況
- (3) 操作の際に行った通知の状況
- (4) その他参考となるべき事項

(記録の保存)

- 第8条 市町村長及び所長は操作に関する記録を整備し、これを保存するものとする。 附則
- 1 この要領は、平成元年4月1日から施行する。

2 河川水門等操作要領(昭和59年3月19日付59河第161号土木部長通知)は廃止する。

# ○水門等操作細則

第1条 水門等の操作については、河川水門等操作要領(以下「要領」という。)に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

(通知等)

第2条 要領第4条に規定する通報、その他水門等の操作に関する通報及び報告等は別記連絡 系統図により行うものとする。

(操作に関する記録)

第3条 要領第7条第1項に規定する記録は、別記様式1に記載するものとする。 附則

この細則は、平成元年4月1日から適用する。

# ○排水樋管・樋門

# 阿賀川河川事務所

番号	排水樋管名	委託者名	住	所	電話番号
1	五香排水樋管				
2	広瀬排水樋管				
3	宇内第1排水樋管			•	

# 会津若松建設事務所

番号	排水樋管名	委託者名	住	電話番号
1	細工名 1 号樋門			
2	細工名 2 号樋門			
3	開津樋門			
4	中開津1号樋門			
5	中開津2号樋門			
6	上開津1号樋門			
7	上開津2号樋門			
8	4号樋門(中新田樋門)			
9	下政所樋門			
10	西青津樋門			
11	舟渡樋門			
12	片門樋門			
13	窪倉樋門			

# 阿賀川土地改良区

番号	排水樋管名	委託者名	住	所	電話番号
1	加水排水樋門				

# 参考資料編

# 参考資料編目次

水防法(抄)	1
水防工法	1 1
水防法第18条の規定による標識	1 7
水防用気象通報、洪水予報及び水防警報・・・・・・・・・・・・	1 8
重要水防区域評定基準	2 0
阿賀川はん濫注意報パターン文	2 2
阿賀川水防警報パターン文	2 3
福島県水防警報パターン文	2 4
水防活動状況報告書	2 5
水防活動実施報告要領	2 6
用語の定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 0

(附 図)

雨量·水位等観測所位置図 重要水防区域等位置図

# 参考資料編目次

(防法(抄)	1
、防工法	1 1
	1 7
、防用気象通報、洪水予報及び水防警報	1 8
喜要水防区域評定基準	2 0
「賀川はん濫注意情報パターン文	2 2
「賀川水防警報パターン文 2	2 4
「島県水防警報パターン文 2	2 5
防活動状況報告書	2 6
、防活動実施報告要領	2 7
]語の定義::::::::::::::::::::::::::::::::	3 1

(附 図)

雨量·水位等観測所位置図 重要水防区域等位置図 第一章 総則

(目的)

第1条 この法律は、洪水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を 軽減し、もつて公共の安全を保持することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この法律において「水防管理団体」とは、次条の規定により水防の責任を有する市町村(特別区を含む。以下同じ。)又は水防に関する事務を共同に処理する市町村の組合(以下「水防事務組合」という。)若しくは水害予防組合をいう。
- 2 この法律において「水防管理者」とは、水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。
- 3 この法律において「消防機関」とは、消防組織法(昭和22年法律第226号)第9条に規定する 消防の機関をいう。
- 4 この法律において「消防機関の長」とは、消防本部を置く市町村にあっては消防長を、消防本部を置かない市町村にあっては、消防団の長をいう。
- 5 この法律において「水防計画」とは、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又 は水門若しくは閘(こう)門の操作、水防のための水防団、消防機関及び水防協力団体(第36 条第1項の規定により指定された水防協力団体をいう。以下第四章までにおいて同じ。)の活動、 一の水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び応援並びに水防に必要な器具、資 材及び設備の整備及び運用に関する計画をいう。
- 6 この法律において「量水標等」とは、量水標、験潮儀その他の水位観測施設をいう。
- 7 この法律において「水防警報」とは、洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

第二章 水防組織

(市町村の水防責任)

第3条 市町村は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。ただし、水防事務組合 が水防を行う区域及び水害予防組合の区域については、この限りでない。

(水防事務組合の設立)

第3条の2 地形の状況により、市町村が単独で前条の責任を果たすことが著しく困難又は不適当であると認められる場合においては、関係市町村は、洪水、津波又は高潮による被害の共通性を勘案して、共同して水防を行う区域を定め、水防事務組合を設けなければならない。

(水害予防組合の区域を水防を行う区域とする水防事務組合が設けられる場合の特別措置)

- 第3条の3 水害予防組合法(明治41年法律第50号)第15条第1項の規定により都道府県知事が水 害予防組合を廃止しようとする場合において、当該水害予防組合の区域の全部又は一部について、 当該水害予防組合に代るべき水防管理団体として引き続き水防事務組合が設けられるときは、都 道府県知事は、同条第三項の規定にかかわらず、当該水害予防組合が、その有する財産及び負債 のうち水防の用に供せられ、又は供せられる予定となっている財産及びこれらの財産に係る負債 以外の財産及び負債の処分を完了したときは、当該水害予防組合を廃止することができる。
- 2 前項の規定により廃止される水害予防組合は、その廃止の日において有する水防の用に供せられ、又は供せられる予定となっている財産を、当該水害予防組合の区域の全部を水防を行う区域とする一の水防事務組合が設けられる場合においては、当該水防事務組合に、当該水害予防組合の区域の一部が市町村の水防を行うべき区域となる場合においては、当該水害予防組合と関係水防事務組合又は市町村との協議に基き、関係水防事務組合又は市町村に無償譲渡し、当該水防事務組合又は市町村は、それぞれ、その譲渡される財産に係る負債を引き受けなければならない。この場合においては、当該水害予防組合は、当該財産の譲渡及び負債の引継のために必要な範囲内において、当該財産の譲渡及び負債の引継を完了するまで、なお存続するものとみなす。

(水防事務組合の議会の議員の選挙)

- 第3条の4 水防事務組合の議会の議員は、組合規約で定めるところにより、関係市町村の議会において、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるもののうちから選挙するものとする。ただし、数市町村にわたる水防上の特別の利害を調整する必要があると認められるときは、組合規約で定めるところにより、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるものにつき当該市町村の長が推薦した者のうちから選挙することができる。この場合において、市町村の長が推薦した者のうちから選挙される議員の数は、当該市町村の議会において選挙される議員の数の二分の一をこえてはならない。
- 2 前項の規定により関係市町村の議会において選挙される議員の数は、水防事務組合の行う事業による受益の割合及び防護すべき施設の延長の割合を勘案して定めるものとする。

(水防事務組合の経費の分賦)

第3条の5 水防事務組合の経費の関係市町村に対する分賦は、前条第2項に規定する割合を勘案 して定めるものとする。

(都道府県の水防責任)

第3条の6 都道府県は、その区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保 すべき責任を有する。

(指定水防管理団体)

第4条 都道府県知事は、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を指定することができる。

(水防の機関)

- 第5条 水防管理団体は、水防事務を処理するため、水防団を置くことができる。
- 2 前条の規定により指定された水防管理団体(以下「指定管理団体」という。)は、その区域内 にある消防機関が水防事務を十分に処理することができないと認める場合においては、水防団を 置かなければならない。
- 3 水防団及び消防機関は、水防に関しては水防管理者の所轄の下に行動する。 (水防団)
- 第6条 水防団は、水防団長及び水防団員をもつて組織する。
- 2 水防団の設置、区域及び組織並びに水防団長及び水防団員の定員、任免、給与及び服務に関する事項は、市町村又は水防事務組合にあっては条例で、水害予防組合にあっては組合会の議決で 定める。

(公務災害補償)

- 第6条の2 水防団長又は水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は公務による負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあっては条例で、水害予防組合にあっては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。
- 2 前項の場合においては、水防管理団体は、当該水防団長若しくは水防団員又はその者の遺族の 福祉に関して必要な事業を行うように努めなければならない。

(退職報償金)

第6条の3 水防団長又は水防団員で非常勤のものが退職した場合においては、当該水防団長又は 水防団員の属する水防管理団体は、市町村又は水防事務組合にあっては条例で、水害予防組合に あっては組合会の議決で定めるところにより、その者(死亡による退職の場合には、その者の遺 族)に退職報償金を支給することができる。

(都道府県の水防計画)

- 第7条 都道府県知事は、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、当該都道府県の水防計画を 定め、及び毎年当該都道府県の水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更 しなければならない。
- 2 都道府県の水防計画は、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

- 3 都道府県知事は、第1項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県水防協議会(次条第一項に規定する都道府県水防協議会をいい、これを設置しない都道府県にあっては、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第14条第1項に規定する都道府県防災会議とする。)に諮らなければならない。
- 4 二以上の都府県に関係する水防事務については、関係都府県知事は、あらかじめ協定して当該 都府県の水防計画を定め、国土交通大臣及び消防庁長官に報告しなければならない。報告した水 防計画の変更についても、同様とする。
- 5 都道府県知事は、第1項又は前項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更した ときは、その要旨を公表するよう努めるものとする。

(都道府県水防協議会)

- 第8条 都道府県の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、都道府県に都道 府県水防協議会を置くことができる。
- 2 都道府県水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。
- 3 都道府県水防協議会は、会長1人及び委員15人以内で組織する。
- 4 会長は、都道府県知事をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから都道府県知事が命じ、又は委嘱する。
- 5 前各項に定めるものの外、都道府県水防協議会に関し必要な事項は、当該都道府県条例で定める。

第三章 水防活動

(河川等の巡視)

第9条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、随時区域内の河川、海岸堤防、津波防護施設 (津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)第2条第10項に規定する津波防護 施設をいう。以下この条において同じ。)等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があ るときは、直ちに当該河川、海岸堤防、津波防護施設等の管理者に連絡して必要な措置を求めな ければならない。

(国の機関が行う洪水予報等)

- 第10条 気象庁長官は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣及び関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関(以下「報道機関」という。)の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
- 2 国土交通大臣は、二以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を、はん濫した後においては水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
- 3 都道府県知事は、前二項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者(量水標等の管理者をいう。以下同じ。)に、その受けた通知に係る事項(量水標管理者にあっては、洪水又は高潮に係る事項に限る。)を通知しなければならない。

(都道府県知事が行う洪水予報)

- 第11条 都道府県知事は、前条第二項の規定により国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
- 2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、気象庁長官に協議するものとする。

(水位の通報及び公表)

- 第12条 都道府県の水防計画で定める水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら知り、又は第10条第3項若しくは前条第1項の規定による通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が都道府県知事の定める通報水位を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、関係者に通報しなければならない。
- 2 都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、量水標等の示す水位が警戒水位(前項の通報水 位を超える水位であって洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事 が定める水位をいう。以下同じ。)を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で 定めるところにより、公表しなければならない。

(国土交通大臣又は都道府県知事が行う水位情報の通知及び周知)

- 第13条 国土交通大臣は、第10条第2項の規定により指定した河川以外の河川のうち、河川法(昭和39年法律第167号)第9条第2項に規定する指定区間外の一級河川(同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。次項において同じ。)で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、特別警戒水位(警戒水位を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。次項において同じ。)を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
- 2 都道府県知事は、第10条第2項又は第11条第1項の規定により国土交通大臣又は自らが指定した河川以外の河川のうち、河川法第9条第2項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
- 3 都道府県知事は、第1項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。

(浸水想定区域)

- 第14条 国土交通大臣は、第10条第2項又は前条第1項の規定により指定した河川について、都道府県知事は、第11条第1項又は前条第2項の規定により指定した河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、当該河川の洪水防御に関する計画の基本となる降雨により当該河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定するものとする。
- 2 前項の規定による指定は、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を明らかにしてする ものとする。
- 3 国土交通大臣又は都道府県知事は、第1項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。
- 4 前二項の規定は、第1項の規定による指定の変更について準用する。 (浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置)
- 第15条 市町村防災会議(災害対策基本法第16条第1項に規定する市町村防災会議をいい、これを 設置しない市町村にあっては、当該市町村の長とする。次項において同じ。)は、前条第1項の 規定により浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画(同法第42条第1項に規定 する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。)において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、 次に掲げる事項について定めるものとする。
  - (1) 洪水予報等(第10条第1項若しくは第2項若しくは第11条第1項の規定により気象庁長官、 国土交通大臣及び気象庁長官若しくは都道府県知事及び気象庁長官が行う予報又は第13条第 1項若しくは第2項の規定により国土交通大臣若しくは都道府県知事が通知し若しくは周知 する情報をいう。以下同じ。)の伝達方法
  - (2) 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
  - (3)浸水想定区域内に地下街等(地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する

- 施設をいう。以下同じ。)又は主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
- 2 市町村防災会議は、前項第3号に規定する施設については、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。
- 3 第1項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を作成し、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。
- 4 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた第1項各号に掲げる事項を住民に周知させるため、これらの事項 (次の各号に掲げる区域をその区域に含む市町村にあっては、それぞれ当該各号に定める事項を含む。)を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。
- (1) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号) 第6条第1項の土砂災害警戒区域 同法第7条第3項に規定する事項
- (2)津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項の津波災害警戒区域 同法第55条に規定する 事項
- 5 前各項の規定は、災害対策基本法第17条第1項の規定により水災による被害の軽減を図るため 市町村防災会議の協議会が設置されている場合について準用する。この場合において、第1項中 「市町村防災会議(災害対策基本法第16条第1項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置 しない市町村にあっては、当該市町村の長とする。」とあるのは「市町村防災会議の協議会(災 害対策基本法第17条第1項に規定する市町村防災会議の協議会をいう。」と、「市町村地域防災 計画(同法第42条第1項に規定する市町村地域防災計画をいう。」とあるのは「市町村相互間地 域防災計画(同法第44条第1項に規定する市町村相互間地域防災計画をいう。」と、第2項中「市 町村防災会議」とあるのは「市町村防災会議の協議会」と、前二項中「市町村地域防災計画」と あるのは「市町村相互間地域防災計画」と読み替えるものとする。

(水防警報)

- 第16条 国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、都道府県知事は、国土交通大臣が指定した河川、湖沼又は海岸以外の河川、湖沼又は海岸で洪水、津波又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、水防警報をしなければならない。
- 2 国土交通大臣は、前項の規定により水防警報をしたときは、直ちにその警報事項を関係都道府県知事に通知しなければならない。
- 3 都道府県知事は、第1項の規定により水防警報をしたとき、又は前項の規定により通知を受けたときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその警報事項又はその受けた通知に係る事項を関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知しなければならない。
- 4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第1項の規定により河川、湖沼又は海岸を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

(水防団及び消防機関の出動)

第17条 水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が警戒水位に達したときその他水防上必要があると認めるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。

(優先通行)

第18条 都道府県知事の定める標識を有する車両が水防のため出動するときは、車両及び歩行者は、 これに進路を譲らなければならない。

(緊急通行)

第19条 水防団長、水防団員及び消防機関に属する者は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。 (水防信号)

- 第20条 都道府県知事は、水防に用いる信号を定めなければならない。
- 2 何人も、みだりに前項の水防信号又はこれに類似する信号を使用してはならない。 (警戒区域)
- 第21条 水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、 警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限 し、又はその区域からの退去を命ずることができる。
- 2 前項の場所においては、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又は これらの者の要求があつたときは、警察官は、同項に規定する者の職権を行うことができる。 (警察官の援助の要求)
- 第22条 水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

(応援)

- 第23条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しく は消防長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者は、できる限りその求めに応 じなければならない。
- 2 応援のため派遣された者は、水防については応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。
- 3 第1項の規定による応援のために要する費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとする。
- 4 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該応援を求めた水防管理団体と当該 応援を求められた水防管理団体又は市町村とが協議して定める。

(居住者等の水防義務)

第24条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、 当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させること ができる。

(決壊の通報)

第25条 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長 又は水防協力団体の代表者は、直ちにこれを関係者に通報しなければならない。

(決壊後の処置)

第26条 堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び 水防協力団体の代表者は、できる限りはん濫による被害が拡大しないように努めなければならな い。

(水防通信)

第27条 何人も、水防上緊急を要する通信が最も迅速に行われるように協力しなければならない。 2 国土交通大臣、都道府県知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの者の命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第5号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は警察通信施設、気象官署通信施設、鉄道通信施設、電気事業通信施設その他の専用通信施設を使用

(公用負担)

することができる。

- 第28条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。
- 2 水防管理団体は、前項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(立退きの指示)

第29条 洪水、津波又は高潮によつて氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、 都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、 滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が 指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。 (知事の指示)

第30条 水防上緊急を要するときは、都道府県知事は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に 対して指示をすることができる。

(重要河川における国土交通大臣の指示)

第31条 二以上の都府県に関係がある河川で、公共の安全を保持するため特に重要なものの水防上 緊急を要するときは、国土交通大臣は、都道府県知事、水防管理者、水防団長又は消防機関の長 に対して指示をすることができる。

(特定緊急水防活動)

- 第32条 国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、 水防上緊急を要すると認めるときは、次に掲げる水防活動(以下この条及び第43条の2において 「特定緊急水防活動」という。)を行うことができる。
  - (1) 当該災害の発生に伴い浸入した水の排除
- (2) 高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動として政令で定めるもの
- 2 国土交通大臣は、前項の規定により特定緊急水防活動を行おうとするときは、あらかじめ、当該特定緊急水防活動を行おうとする場所に係る水防管理者にその旨を通知しなければならない。 特定緊急水防活動を終了しようとするときも、同様とする。
- 3 第1項の規定により国土交通大臣が特定緊急水防活動を行う場合における第19条、第21条、第22条、第25条、第26条及び第28条の規定の適用については、第19条中「水防団長、水防団員及び消防機関に属する者」とあり、第21条第1項中「水防団長、水防団員又は消防機関に属する者」とあり、及び同条第2項中「水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者」とあるのは「国土交通省の職員」と、第22条中「水防管理者」とあり、第25条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者」とあり、第26条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者」とあり、第26条中「水防管理者、水防団長又は消防機関の長」とあるのは「国土交通大臣」と、同条第2項中「水防管理団体」とあるのは「国」とする。(水防訓練)
- 第32条の2 指定管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行わなければならない。
- 2 指定管理団体以外の水防管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を 行うよう努めなければならない。

(津波避難訓練への参加)

第32条の3 津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項の津波災害警戒区域に係る水防団、消防機関及び水防協力団体は、同法第54条第1項第3号に規定する津波避難訓練が行われるときは、これに参加しなければならない。

第四章 指定水防管理団体

(水防計画)

- 第33条 指定管理団体の水防管理者は、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水 防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
- 2 指定管理団体の水防管理者は、前項の規定により水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水防協議会(次条第1項に規定する水防協議会をいう。以下この項において同じ。)を設置する指定管理団体にあっては当該水防協議会、水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法第16条第1項に規定する市町村防災会議を設置する市町村である指定管理団体にあっては当該市町村防災会議に諮らなければならない。
- 3 指定管理団体の水防管理者は、第1項の規定により水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅滞なく、水防計画を都道府県知事に届け出なければならない。
- 4 第7条第2項の規定は、指定管理団体の水防計画について準用する。 (水防協議会)
- 第34条 指定管理団体の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、指定管理団

体に水防協議会を置くことができる。ただし、水防事務組合及び水害予防組合については、これらに水防協議会を置くものとする。

- 2 指定管理団体の水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。
- 3 指定管理団体の水防協議会は、会長1人及び委員25人以内で組織する。
- 4 会長は、指定管理団体の水防管理者をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防 に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから指定管理団体の水防管理者が命じ、 又は委嘱する。
- 5 前各項に定めるもののほか、指定管理団体の水防協議会に関し必要な事項は、市町村又は水防 事務組合にあっては条例で、水害予防組合にあっては組合会の議決で定める。

(水防団員の定員の基準)

第35条 都道府県は、条例で、指定管理団体の水防団員の定員の基準を定めることができる。 第五章 水防協力団体

(水防協力団体の指定)

- 第36条 水防管理者は、一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項の特定非営利活動法人であって、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、水防協力団体として指定することができる。
- 2 水防管理者は、前項の規定による指定をしたときは、当該水防協力団体の名称、住所及び事務 所の所在地を公示しなければならない。
- 3 水防協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、 その旨を水防管理者に届け出なければならない。
- 4 水防管理者は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(水防協力団体の業務)

- 第37条 水防協力団体は、次に掲げる業務を行うものとする。
- (1) 水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること。
- (2) 水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- (3) 水防に関する調査研究を行うこと。
- (4) 水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
- (5) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(水防団等との連携)

第38条 水防協力団体は、水防団及び水防を行う消防機関との密接な連携の下に前条第1号に掲げる業務を行わなければならない。

(監督等)

- 第39条 水防管理者は、第37条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、水防協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。
- 2 水防管理者は、水防協力団体が第37条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、水防協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 3 水防管理者は、水防協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。
- 4 水防管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。 (情報の提供等)
- 第40条 国、都道府県及び水防管理団体は、水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

第六章 費用の負担及び補助

(水防管理団体の費用負担)

第41条 水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。

(利益を受ける市町村の費用負担)

- 第42条 水防管理団体の水防によって当該水防管理団体の区域の関係市町村以外の市町村が著し く利益を受けるときは、前条の規定にかかわらず、当該水防に要する費用の一部は、当該水防に より著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。
- 2 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定める。
- 3 前項の規定による協議が成立しないときは、水防管理団体又は市町村は、その区域の属する都 道府県の知事にあっせんを申請することができる。
- 4 都道府県知事は、前項の規定による申請に基づいてあっせんをしようとする場合において、当 事者のうちにその区域が他の都府県に属する水防管理団体又は市町村があるときは、当該他の都 府県の知事と協議しなければならない。

(都道府県の費用負担)

第43条 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務に要する費用は、当該都 道府県の負担とする。

(国の費用負担)

第43条の2 第32条第1項の規定により国土交通大臣が行う特定緊急水防活動に要する費用は、国の負担とする。

(費用の補助)

- 第44条 都道府県は、第41条の規定により水防管理団体が負担する費用について、当該水防管理団体に対して補助することができる。
- 2 国は、前項の規定により都道府県が水防管理団体に対して補助するときは、当該補助金額のうち、二以上の都府県の区域にわたる河川又は流域面積が大きい河川で洪水による国民経済に与える影響が重大なものの政令で定める水防施設の設置に係る金額の二分の一以内を、予算の範囲内において、当該都道府県に対して補助することができる。
- 3 前項の規定により国が都道府県に対して補助する金額は、当該水防施設の設置に要する費用の 三分の一に相当する額以内とする。

第七章 雜則

(第24条の規定により水防に従事した者に対する災害補償)

第45条 第24条の規定により水防に従事した者が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、当該水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあっては条例で、水害予防組合にあっては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

(表彰)

- 第46条 国土交通大臣は、水防管理者の所轄の下に水防に従事した者で当該水防に関し著しい功労があると認められるものに対し、国土交通省令で定めるところにより、表彰を行うことができる。 (報告)
- 第47条 国土交通大臣及び消防庁長官は、都道府県又は水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。
- 2 都道府県知事は、都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

(勧告及び助言)

第48条 国土交通大臣は都道府県又は水防管理団体に対し、都道府県知事は都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な勧告又は助言をすることができる。

(資料の提出及び立入り)

- 第49条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、 関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属す る者をして必要な土地に立ち入らせることができる。
- 2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、こ

れを提示しなければならない。

(消防事務との調整)

第50条 水防管理者は、水防事務と水防事務以外の消防事務とが競合する場合の措置について、あらかじめ市町村長と協議しておかなければならない。

(権限の委任)

第51条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

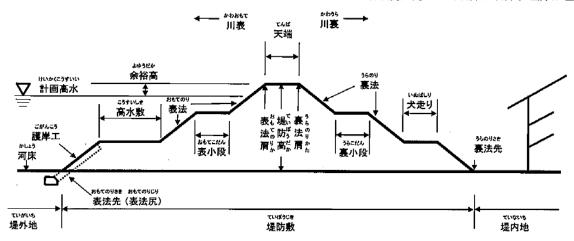
第八章 罰則

- 第52条 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を損壊し、又は撤去した者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 2 前項の者には、情状により懲役及び罰金を併科することができる。
- 第53条 刑法(明治40年法律第45号)第121条の規定の適用がある場合を除き、第21条の規定による立入りの禁止若しくは制限又は退去の命令に従わなかつた者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。
- 第54条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金又は拘留に処する。
- (1) みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を使用し、又はその正当な使用を妨げた者
- (2) 第20条第2項の規定に違反した者
- (3) 第49条第1項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入りを拒み、妨げ、若しくは忌避した者附則(抄)
- 1 この法律は、公布の日から起算して60日を経過した日 [昭和24年8月3日] から施行する。 (附則 省略)

# 〇 水防工法

## 河川堤防の名称

※下流に向かって右岸が右岸、左岸が左岸。



## (1) 水防工法の分類

水防工法には様々なものがあるが、その目的と資材人材等に応じて最も適切なものを選ばなければならない。

では、河川堤防の破堤原因にはどのようなものがあるかを示すと、次の3種類が主なものである。

- ① 越水(溢水)による場合・・・堤防から水が溢れでて、堤防の裏法面から欠壊していく。
- ② 浸透(漏水)による場合・・・河川の水位が高い場合、水圧により裏法面や裏法先に河水が湧水して堤防が欠壊していく。
- ③ 洗掘による場合・・・・・・河川の流勢や波浪により表法面が洗掘されて欠壊していく。 以上の場合に、古くから行われてきた水防工法及び最近研究開発されている工法を分類すると次表のとおりである。

原因	工法	工法の概要	利水箇所、河川	おもに使用する資材 現 在
	積み土のう	堤防天端に土のうを数段積み上げる	一般河川	土のう、防水シー ト、鉄筋棒
	せき板工	堤防天端にくいを打ちせき板をたてる	都市周辺河川 (土のうの入手困 難)	鋼製支柱、軽量鋼 板
越水	蛇かご積み工	堤防天端に土のうの代わりに蛇かごを置く	急流河川	鉄線蛇かご、玉 石、防水シート
	水マットエ (連結水のう エ)	堤防天端にビニロン帆布製水マットを置く	都市周辺河川 (土のう、板など入 手困難)	既製水のう、ポン プ、鉄パイプ
	<b>裏</b> むしろ張り エ	堤防裹のり面をむしろで被覆する	あまり高くない堤防 の固い箇所	むしろ、半割竹、 土俵
	裹シー張りエ ト	堤防裏のり面を防水シートで被覆する	都市周辺河川 (むしろ、竹の入手 困難)	防水シート、鉄筋 ピン、軽量鉄パイ プ、土のう

原	因	工法	工法の概要	利水箇所、河川	おもに使用する資材 現 在
-		金段 (釜築き、釜 止め)	裏小段、裏のり先平地に円形に積み、土俵にする	一般河川	土のう、防水シート、鉄筋棒、ビニールパイプ
		水マット式釜 段工	裏小段、裏のり先平地にビニール帆布製中空形水マッ ト積み上げる	都市周辺河川 (土砂、土のうの入 手困難)	既製水のうポン プ、鉄パイプ
	JII	鉄板式釜段工 (簡易釜段工)	裏小段、裏のり先平地に鉄板を円筒形に組み立てる	都市周辺河川 (土砂、土のうの入 手困難)	鉄板、土のう、パ イプ、鉄パイプぐ い
漏水	裹	月の輸工	裏のり部によりかかり半円形に積み土俵にする	  一般河川 	土のう、防水シー ト、パイプ鉄筋棒
	÷	水マット月の 輪エ	裏小段、裏のり先にかかるようにビニロン帆布製水の うを組み立てる	都市周辺河川 (土砂、土のうの入 手困難)	既製水のう、く い、土のう、ビニ ロンパイプ
		たる伏せ工	裏小段、裏のり先平地に底抜きたるまたはおけを置く	一般河川	たる、防水シー ト、土のう
		導水むしろ張 りエ	裏のり、犬走りにむしろなどを敷きならべる	一般河川 (漏水量の少ない箇 所)	防水シート、丸 太、竹
		詰め土のうエ	川表のり面の漏水口に土のうなどを詰める	一般河川 (構造物のあるとこ ろ、水深の浅い部 分)	土のう、木ぐい、 竹ぐい
	JΙΙ	むしろ張りエ	川表の漏水面にむしろを張る	一般河川 (水深の浅い所)	むしろ、竹、土の う、竹ピン
漏水	냜	継ぎむしろ張 りエ	川表の漏水面に継ぎむしろを張る	一般河川 (漏水面の広い所)	むしろ、なわ、く い、ロープ、竹、 土のう
		シート張りエ	川表の漏水面に防水シートを張る	都市周辺河川 (むしろが入手困難)	防水シート、鉄パ イプ、くい、ロー プ、土のう
		たたみ張り工	川表の漏水面にたたみを張る	一般河川 (水深の浅い所)	土俵の代わりに土 のう
		むしろ張り工 継ぎむしろ張 りエ、シート 張りエ、たた み張りエ	漏水防止と同じ	芝付き堤防で比較的 緩流河川	漏水防止と同じ
3	£	木流しエ (竹流しエ)	樹木(竹)に重り土のうをつけて流し、局部を被覆す る	急流河川	立木、土のう、 ロープ、鉄線、く い
掛	╗	立てかごエ	表のり面に蛇かごを立てて被覆する	急流河川 砂利堤防	鉄線蛇かご、詰め 石、くい、鉄線
		捨て土のうエ 捨て石エ	表のり面決壊箇所に土のうまたは大きい石を投入する	急流河川	土のう、石異形コ ンクリートブロッ ク
		竹網流しエ	竹を格子形に結束し土のうをつけて、のり面を被 <b>覆</b> す る	急流河川	竹、くい、ロー プ、土のう
		わく入れ工	深掘れ箇所に川倉、牛わく、鳥脚などの合掌木を投入 する	急流河川	わく組み、石俵、 鉄線、蛇かご
海域	<b>英</b>	築きまわしエ	堤防の表が決壊したとき、断面の不足を裏のりで補う ため杭を打ち中詰めの土のうを入れる	凸側堤防 他の工法と併用	くい、割竹、板、 土のう、くぎ
		びょうぶ返し エ	竹を骨格とし、かや、よしでびょうぶを作りのり面を 覆う	比較的緩流河川	竹、なわ、ロー プ、わら、かや、 土のう

原	因	工法	工法の概要	利水箇所、河川	おもに使用する資材 現 在
	天	折り返しエ	天端のき裂をはさんで両肩付近に竹をさし折り曲げて 連結する	粘土質堤防	竹、土のう、ロープ
	端	くい打ち継ぎ エ	折り返し工の竹の代わりにくいを用いて鉄線でつなぐ	砂質堤防	くい、鉄線
き裂	天端	控え取り工	き裂が天端から裏のりにかけて生じるもので折り返し エと同じ	粘土質堤防	竹、土のう、な わ、ロープ、鉄線
	『~裏の	継ぎ縫いエ	き裂が天端から裏のりにかけて生じるもので控え取り エと同じ	砂質堤防	くい、竹、鉄線、 土のう
	ij	ネット張りき 裂防止エ	継ぎ縫い工のうち竹の代わりに鉄線を用いる	石質堤防	くい、金鋼、鉄 線、土のう
		五徳縫い工	裏のり面のき裂を竹で縫い崩壊を防ぐ	粘土質堤防	竹、なわ、ロー プ、鉄線、土のう
		五徳縫い工(くい打ち)	裏のり面のき裂をはさんでくいを打ちロープで引き寄せる	粘土質堤防	くい、ロープ、土 のう、丸太
	き 裂	竹さしエ	裏のり面のき裂が浅いとき、 橋のピアなどに堆積した流木のり面がすべらないよう に竹をさす	粘土質堤防	竹、土のう
		力ぐい打ちエ	裏のり先付近にくいを打ちこむ	粘土質堤防	くい、土のう
裹		かご止めエ	裏のり面にひし形状にくいを打ち、竹または鉄線で縫 う (	砂質堤防	くい、竹、鉄線、 土のう
のり崩		立てかごエ	裏のり面に蛇かごを立て被覆する	急流河川	鉄線蛇かご、詰め 石、くい、そだ
壊		くい打ち積み 土のうエ	裏のり面にくいを打ち込み、中詰めに土のうを入れる	砂質堤防	くい、布木、鉄 線、土のう
	崩	土のう羽口工	裏のり面に土のうを小口に積み上げる	一般堤防	竹ぐい、土砂、土 のう
	壊	つなぎくい打 ちエ	裏のり面にくいを数列打ちこれを連結して中詰めに土 のうを入れる	一般堤防	くい、土のう、布 木、鉄線、土砂
		さくかき詰め 土のうエ	つなぎくい打ちとほぼ同じでさくを作る	一般堤防	くい、竹、そだ、 鉄線、土のう
		築きまわしエ	裏のり面にくい打ちさくを作り中詰め土のうを入れる	一般堤防	くい、さく材、布 木、土のう
	E D	流下物除去作 業	橋のピアなどに堆積した流木の除去	一般河川	長尺竹、とびロ
	他	水防対策車	現地対策本部の設置	一般河川	指揮車、無線車

(「実務者のための水防技術ハンドブック」により)

# 主な水防工法

工,4,7,19,1工12	7	
漏水対策工	月の輪工	川裏側の堤防すそ付近で漏水が発生した場合。漏水口を中心に半
		円状に土のうを積み水を溜め、その水圧により漏水の噴き出しを
		やわらげる。
		before

漏水対策工	釜段工	川裏側の堤防近くの平場で漏水が発生した場合。漏水口を中心に 土のうを積み水を溜め、その水圧により漏水の噴き出しをやわら げる。 before after
亀裂対策工	五徳縫い工	堤防裏側の小段やのり面に亀裂が発生した場合。亀裂を挟んで竹を結び合せ、竹の弾力を利用して、亀裂の拡大を防ぐ。
	繋ぎ縫い工	堤防上やのり面に亀裂が発生した場合。亀裂箇所に等間隔に打ち込んだ杭と杭を鉄線でつなぎ、ねじり締め、その力で亀裂の拡大を防ぐ。
洗掘対策工	木流し工	流水が堤防に激しくあたり洗掘しはじめている場合。堤防のり面に枝葉の茂った木で覆い、流水をゆるやかにして洗掘の拡大を防ぐ。
	シート張り工	堤防に洗掘が発生した場合。シートで洗掘箇所を覆い、洗掘の拡大を防ぐ。  before after

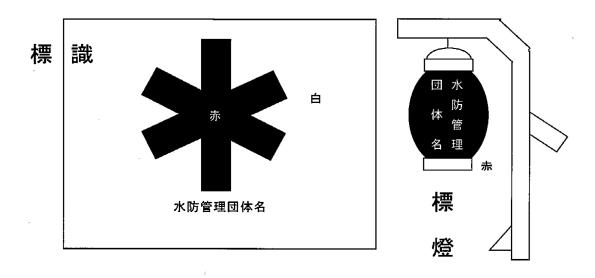
水防マット	堤防に洗掘が発生した場合。洗掘箇所に専用のマットをたれ下ろし、
エ	袋に砂利を詰めて、洗掘の拡大を防ぐ。
	before
捨て石土の う工	流水が堤防に激しく洗掘しはじめている場合。応急対策として、 流されてない大きさの土のう、砂利俵、石などを洗掘個所に投げ
	こみ洗掘の拡大を防ぐ。 before after
築き回し工	川表の崩壊に対し、不足した堤防断面を裏のりで補強する工法である。裏のり面に杭を等間隔で打ち込み、青竹を編み付け、内部
	に土のうを詰める。 before after
杭打積土の う工	川裏側の堤防のり面が崩れたとき。またはそのおそれがある場合。のり崩れの下部に杭と土のうでおさえを築き、崩壊を防止する。
	before after
鋼矢板打設 工	川側の堤防のり面が崩れた場合。建設機械を用いて鋼矢板を打ち込み、その前面にコンクリートブロックを投入して流水の勢いを
	弱め、崩壊箇所を保護する。 before after
	捨っ大板打大板打

のり備れ対 策工  ・ 放工  ・ 放工  ・ 放工  ・ 対して、対応できる。  ・ 対して、対して、シートを用いて補強を加えた工法。  ・ 対して、対して、シートを開いて、対して、シートを解き、場内をから上げする。  ・ 対して、対応できる。  ・ 対して、対応できる。 ・ 対して、対応で、対応できる。 ・ 対して、対応できる。 ・ 対して、対応できる。 ・ 対して、対応できる。 ・ 対して、対応できる。 ・ 対して、対応できる。 ・ 対して、対応できる。 ・ 対して、対応を対し、対応を対して、対応を対して、対応を対して、対応を対して、対応を対して、対応を対して、対応を対して、対応を対し、対応を対し、対応を対して、対応を対し、対し、対応を対し、対応を対し、対応を対し、対応を対し、対応を対し、対応を対し、対応を対し、対応を対し、対応を対し、対応を対し、対応を対し、対応を対し、対応を対し、			
越水対策工   積土のう工   洪水が堤防を越えるおそれのある場合。堤防の上に土のうを積み、堤防をかさ上げする。			崩壊箇所の前面に投入し保護する。現地での作成が可能でスピー
提防をかさ上げする。			before
改良積土の う工       洪水が堤防を越えるおそれのある場合。積土のう工に対し、シートを用いて補強を加えた工法。         せき板工       洪水が堤防を越えるおそれのある場合。堤防の上に板などでせきを築き、堤防をかさ上げする。         越水止め水のう工       洪水が堤防を越えるおそれのある場合。堤防の上に専用の水マットを膨らませ、堤防をかさ上げする。スピーディーに対応できる。	越水対策工	積土のう工	
トを用いて補強を加えた工法。  せき板工 洪水が堤防を越えるおそれのある場合。堤防の上に板などでせきを築き、堤防をかさ上げする。  越水止め水 のうエ 洪水が堤防を越えるおそれのある場合。堤防の上に専用の水マットを膨らませ、堤防をかさ上げする。スピーディーに対応できる。			before
世き板工 洪水が堤防を越えるおそれのある場合。堤防の上に板などでせきを築き、堤防をかさ上げする。  越水止め水 次水が堤防を越えるおそれのある場合。堤防の上に専用の水マットを膨らませ、堤防をかさ上げする。スピーディーに対応できる。			
を築き、堤防をかさ上げする。    ibefore			before
越水止め水 洪水が堤防を越えるおそれのある場合。堤防の上に専用の水マッ のうエ トを膨らませ、堤防をかさ上げする。スピーディーに対応できる。		せき板工	
のう工 トを膨らませ、堤防をかさ上げする。スピーディーに対応できる。			before
before			
			before

※ 参考:平成16年度円小川・但馬地域合同水防演習ホームページより

# ○ 水防法第18条の規定による標識

福島県公示第483号昭和24年9月24日



# ○ 水防シンボルマーク



# ○水防用気象通報、洪水予報及び水防警報

#### 1 大雨及び洪水警報・注意報基準表の見方

- (1) 大雨及び洪水の欄中、R1、R3はそれぞれ1、3時間雨量を示す。「R1=70」であれば、「1時間雨量70mm以上」を意味する。
- (2) 洪水の欄中、「かつ」は2つの指数による基準を示す、例えば、「R3=50 かつ 阿賀川流域=40」であれば「3時間雨量50mm以上かつ阿賀川流域の流域雨量指数40以上を意味する。
- (3)大雨及び洪水の欄中における、「平坦地、平坦地以外」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- (4) 土壌雨量指数基準値は、1km四方ごとに設定している。大雨の欄中、土壌雨量 指数基準には、市町村内における基準値の最低値を示す。
- (5) 洪水の欄中、「阿賀川流域=40」は、「阿賀川流域の流域雨量指数40以上」を意味する。

# 【参考】

土壌雨量指数:降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている

雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5㎞四方の

領域ごとに算出する。

流域雨量指数:降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻

に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をも

とに、5km四方の領域ごとに算出する。

平坦地、平坦地以外の定義

平坦地:概ね傾斜が30パーミル以下で、都市化率が25%以上の地域

平坦地以外:上記以外の地域

# 2 注意報・警報等の発表基準と構成

#### (1) 発表基準

#### ア 特別警報

種 類	内容
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降水量となる大雨が予想され、若しく
	は数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想
	される場合。
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合。
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想さ
	れる場合。
暴風雪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹く
	と予想される場合。

#### イ 警報

種 類	内容
暴風	平均風速が18m/s を超え、重大な災害が起こるおそれがあると予想され
	る場合。
暴風雪	平均風速が18m/s を超え、雪を伴い、重大な災害が起こるおそれがある
	と予想される場合。
大雨	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。
	町で以下の基準に到達することが予想される場合
	(平成 23 年 5 月 31 日現在)
	雨量基準 R3=80
	土壌雨量指数基準 114
	大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)
	のように警戒すべき事項が明記される。

種	類	内容
洪水		洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。
		町で以下の基準に到達することが予想される場合
		(平成 23 年 5 月 31 日現在)
		雨量基準 R3=80
		流域雨量指数基準 只見川流域=52
		複合基準 平坦地:R=45 かつ 阿賀川流域=40
		指定河川洪水予報による基準 阿賀川(宮古・山科)
大雪	•	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。
		12時間降雪の深さ 平均40cm以上、山沿い50cm以上

注) 平地:標高が概ね300m未満、山沿い:標高が概ね300m以上

# ウ 注意報

種類	内 容
風雪	平均風速が12m/s 以上で、雪を伴い災害が発生するおそれがあると予想
	される場合。
強風	平均風速が12m/s 以上で、強風による災害が発生するおそれがあるとが
	予想される場合。
大雨	大雨によって災害が発生するおそれがあると予想される場合。
	町で以下の基準に到達することが予想される場合
	(平成22年5月27日現在)
	雨量基準 R3=50
	土壌雨量指数基準 79
洪水	洪水によって災害が発生するおそれがあると予想される場合。
	町で以下の基準に到達することが予想される場合
	(平成 22 年 5 月 27 日現在)
	雨量基準 R3=50
	流域雨量指数基準 只見川流域=42
	複合基準 平坦地: R3=50 かつ 阿賀川流域=40
上震	指定河川洪水予報による基準 阿賀川(宮古・山科)
大雪	大雪によって災害が発生するおそれがあると予想される場合。
油雪	12時間降雪の深さ 平均20㎝以上、山沿い30㎝以上
濃霧	濃霧のため交通機関等に著しい支障を及ぼすおそれのある場合。 視界が陸上で100m以下
雷	落雷等により災害が発生するおそれがあると予想される場合。
乾燥	空気が乾燥し火災の危険性が大きいと予想される場合。
+4/2/2	・実効湿度60%以下、最低湿度40%以下、風速8m/s以上
	· 実効湿度60%以下、最低湿度30%以下
なだれ	なだれが発生し災害が発生するおそれがあると予想される場合。
	・山沿いで24時間降雪の深さが40㎝以上
	・積雪が50cm以上で、日平均気温3℃以上の日が継続。
着雪(氷)	着雪(氷)が著しく、通信線や送電線当に被害が予想される場合。
	大雪注意報の条件下で気温が−2℃より高い場合。
霜	早霜、晩霜等により農作物に著しい被害が予想される場合。
	早霜+、晩霜期に概ね2℃ 注:+は農作物の成育を考慮し実施する。
低温	低温のため農作物等に著しい被害があると予想される場合。
	(夏期)最高、最低又は平均気温が平年より4~5℃以上低い日が数日以上
	続く。
	(冬期)最低気温
71.55	[会津の平地] -12℃以下、又は-9℃以下の日が数日続く。
融雪	融雪によって災害が発生するおそれがあると予想される場合。

注) 平地:標高が概ね300m未満、山沿い:標高が概ね300m以上

# ○重要水防区域評価基準

(河川)

(1971)	重	要度	표 VA 첫 ET BB
種別	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	要注意区間
堤防高 (流下能力)	計画高水流量規模の洪水の水位が現況の堤防高以上の箇所	計画高水流量規模の洪水の水 位と現況の堤防高との差が堤 防の計画余裕高に満たない箇 所	
堤防断面	現況の堤防断面あるいは天端 幅が、計画の堤防断面あるい は計画天端幅の2分の1未満 の箇所	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足しているが、それぞれ2分の1以上確保されている箇所	
法崩れ・すべり	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が未施工の箇所	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が暫定施工の箇所 法崩れ又はすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおよれがある箇所で、所要の対策が未施工の箇所	
漏水	漏水の履歴があるが、その対 策が未施工の箇所	漏水の履歴があるが、その対策が暫定施工の箇所。 漏水の履歴はないが、破堤跡又は旧川跡の堤防であること、あるいは基礎地盤及び堤体の土質等からみて、漏水が発生するおそれがある箇所で、所要の対策が未施工の箇所	
水衝・洗掘	水衝部にある堤防の前面の河 床が深掘れしているがその対 策が未施工の箇所 橋台取り付け部やその他の工 作物の突出箇所で、堤防護岸 の根固め等で洗われ一部損傷 しているが、その対策が未施 工の箇所	水衝部にある堤防の前面の河 床が深掘れにならない程度に 洗掘されているが、その対策 が未施工の箇所	
工作物	河川管理施設等応急対策基準 に基づく改善措置を必要とす る堰、橋梁、樋管その他の工 作物が設置されている箇所 橋梁その他の河川横断工作物 の桁下高等が計画高水流量規 模の洪水の水位以下となって いる箇所	橋梁その他の河川横断工作物 の桁下高等が計画高水流量規 模の洪水の水位との差が堤防 の計画余裕高に満たない箇所	
工事施工			出水期間中に 堤防を開削す る工事箇所又 は仮締切り等 により本堤に

44	Dil	重	要	度	<b>西沙辛区</b> 胆
種	別	A 水防上最も重要な区	引 B 水	防上重要な区間	要注意区間
					影響を及ぼす 箇所
新堤防 跡・旧 <i>J</i>					新堤防で築造 後3年以内の 箇所 破堤跡又は旧 川跡の箇所
陸閘					陸閘が設置さ れている箇所

# ○阿賀川はん濫注意情報パターン文

発表者	]		第1受報者			第2受報者			第3受報者
国土交通省 阿賀川河川事務所	→	Jan 100 42		<b>→</b>	4m 88 47		<b>→</b>		,
気象庁 福島地方気象台		機関名			機関名			機関名	

## 正規

# 阿賀川はん濫注意情報

阿賀川洪水予報第〇号 洪水注意報(第表) 平成〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分 阿賀川河川事務所・福島地方気象台 共同発表

# (見出し)

# 阿賀川では、はん濫注意水位 (レベル2) に到達、水位はさらに上昇

# (主 文)

阿賀川の馬越水位観測所(大沼郡会津美里町)では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、はん濫注意水位(レベル2)に達しました。水位はさらに上昇する見込みです。今後の洪水予報に注意して下さい。

# (雨 量)

多い所では1時間に○○ミリの雨が降っています。 この雨は当分この状態が続くでしょう

流域	00日00時00分~00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分~00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
阿賀川流域	OOEU	OO = 1

#### (水 位)

阿賀川の水位観測所における水位は次のとおりです。

	水位危険度			レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
観測所名	水位 (m) 又は流量 (m3	3/s)	水顺				<b></b> ) 濫 険
馬越	00日 00時00分の現況	××. × 1					
水位観測所	00日 00時00分の予測	××. × -			_		
(大沼郡会津美里町)	00日 00時00分の予測	××. × -					
	00日 00時00分の予測	××, × -					
宮古	00日 00時00分の現況	××., × -					
水位観測所	00日 00時00分の予測	××. × -					
(河沼郡会津坂下町)	00日 00時00分の予測	××. ×					
	00日 00時00分の予測	××. × -					
山科	00日 00時00分の現況	××. × -					
水位観測所	00日 00時00分の予測	××. × -					
(喜多方市)	00日 00時00分の予測	××. × -					
	00日 00時00分の予測	××. × -					

水位のグラフは各水位間を按分したものです。

レベル4については、はん濫危険水位と計画高水位を按分しており、はん濫危険水位=計画高水位の場合は最大になります。

# (参考資料)

(単位:水位(m))

観測所名		馬越水位観測所		宮古水位観測所		山科水位観測所
Bassin H		大沼郡会津美里町		河沼郡会津坂下町		喜多方市
<u>レベル4</u> はん濫危険水位※	6. 60			5. 19		7. 70
<u>レベル3</u> 避難判断水位※	5. 00		4. 00		6. 30	
<u>レベル2</u> はん濫注意水位	3. 90		2.00		2. 70	
<u>レベル1</u> 水防団待機水位	3. 40		1.50		1.80	
		阿賀川		阿賀川		阿賀川
受け持ち区間	左岸	会津若松市蟹川から 会津美里町穂馬	左岸	喜多方市塩川町会知 から会津若松市蟹川	左岸	喜多方市山都町三津 合から喜多方市塩川 町会知
	右岸	会津若松市中四合か ら会津若松市大戸町	右岸	喜多方市塩川町会知 から会津若松市中四 合	右岸	喜多方市山都町小舟 寺から喜多方市塩川 町会知
はん濫が発生した場 合の浸水想定区域						

※避難判断水位、はん濫危険水位:水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の避難判断水位・はん濫危険水位を 避難判断水位・はん濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	はん濫の発生以降	はん濫水への警戒を求める段階
レベル4	はん濫危険水位からはん濫発生まで	いつはん濫してもおかしくない状態 避難等のはん濫の発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位からはん濫危険水位まで	避難準備などのはん濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	はん濫注意水位から避難判断水位まで	はん濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位からはん濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から		
	http://www.river.go.jp/	http://i.river.go.jp/		

問い合わせ先

水位関係:国土交通省阿賀川河川事務所工務課

気象関係:気象庁福島地方気象台

電話: 0242-26-6852

電話: 024-534-2162

(内線)362

# 水防警報 (出動)

発令河川	基準水位観測所	発表番号
阿賀川	馬越水位観測所	第〇号

平成00年00月00日 00時00分

国土交通省 阿賀川河川事務所発表

## 【現 況】

阿賀川の馬越水位観測所(大沼郡会津美里町)の水位は、00日00時 00分現在0.00mです。

阿賀川の馬越水位観測所(大沼郡会津美里町)の水位は、水防団待機水位を超え、上昇しています。

阿賀川の馬越水位観測所(大沼郡会津美里町)の水位は、はん濫注意水位を上回る見込みです。

## 【発表】

水防機関は出動してください。

阿賀川河川事務所の水防警報発令状況				
基準水位観測所/情報種別	待機	準備	出動	解除
馬越	,		0	
宮古				
山科				
南大橋				

#### (参考)

阿賀川 馬越水位観測所 (大沼郡会津美里町)

(待ち受け区間は 阿賀川左岸:会津若松市蟹川から会津美里町穂馬、右岸:会津若松市四合から会津若松市大戸町)

問い合わせ先

国土交通省 阿賀川河川事務所 工務課 電話:0242-26-6852 (内線)84723362

#### (参考)

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

U	パソコンから	携帯電話から
川の防災情報	http://www.river.go.jp/	http://i.river.go.jp/

#### [伝達確認欄]

通知	先	本局河川管理課	福島県河川整備課管理グループ	北会津(出)	塩川(出)	大川ダム	河川情報センター	阿賀野川
FAX		M84-2625	M82-779-43	M6140	M6240	M6340	M718-60,61	M726-359
電話番	号	M84-3766 025-370-6769	M82-779-21 024-521-7483	M6131 0242-56-2315	M6231 0241-27-2168	M6350~6357 0242-92-2839	M718-26,29 025-222-3711	M726-354 0250-23-4461
通報	者							
受 報 き	者			-				
時 刻								

# 福島県水防警報(河川)

													, B	哉 [癸	1 2	: —			<u> </u>	깘
河川	名	警·	報	種	另	驯	発表番号	3	ŧ	表		B	時		発	表	事	務	所	
		水防蓍	×+0	待機	、準	備	第号	平	成	£	Ŧ.	月	E					曲	文化 市口	_
		小的岩	中区	出動	、解	除	<b>步</b> 万				時		分	١.				<b>→</b>	務所	文
本文								•												
1.	待机	幾、準	備																	
			7	k位観:	測所の	の水	位は、		現	生		ml=ì	達し、	なね	お増え	kの!	見込み	<b>みで</b>	す。	
	左岸	¥						より	. 7	左岸_								_ま	で	
	左向	Ħ							2	左岸	,									
	水顶	5団の	待榜 準備	<sup>幾</sup> を要 構	します	<del>す</del> 。														
2.	出		動																	
		水	位制	見測所の	の水化	位は、	、時現	在_	r	ml⊂i	建し.	、はん	<b>ん濫</b> 注	E意力	<b>火位</b> 8	を	r	n		
	越え	えてお	ij.	なお	増水	する	おそれがあ	るの	で、	左	₩							_よ	IJ、	
							•			右角	荢									
	左向	<b>⊭</b>						まで	水	方団 (	の出!	動を引	要しま	きす。						
	左岸	¥					,													
3.	 みで 左岸	ごす。 詳 詳	7}				位は、		٠ - 4											
								Γ	-		は	ん濫	注意。	k位					n	7
											水	防団	待機な	k位					n	7
発 ・	信	<b>姓</b> 厚		発	信	者	発 信 時	刻	5	是 信	<b>营</b>	幾月	S	受	信	者	受	信	時	_ 刻
							時	分										時		分
							時	分										時	•••	分
							時	分										時		分
							時	分	河	Ш	整	備	課					時		分
							時	分										時		分
							時	分										時		分
河川	整	備	課				時	分	県	警	察	本	部					時		分
河川	整	備	課				 時	分	災	害	対	 策	課					時		分

A B	l #	ſĿ								;										
年	ŧ	<u> </u>																		
平成	*							•	•			,							•	
#10																				
報告	幽	原因									•									
k 況	華	距	·																-	
動状		件						,					٠			·				
汨	놊	⊀					•													
水防	<b>1</b>	区長村		,																、FAXすること。
0		悪・市												,	•					<b>春付のうえ</b>
	1 計	新年七二				,											<del></del>			水防活動実施位置がわかる図面を添付のうえ
-	12 \$4	中 公 石 石			,											•				防活動実施位置
₹ 4	<u> </u>	Χİ.						,						i						* *

# ○ 水防活動実施報告要領

水防管理団体は、水防活動実施報告を下記にしたがい所轄建設事務所経由で知事に報告するものとする。

建設事務所は水防管理団体と同様に知事に報告するものとする。

- (1) 洪水、高潮等により水防活動を実施したときは、当該活動の終了した日に属する月の翌月 5日までに別紙様式「水防活動実施報告書」により報告すること。
- (2) 使用した水防資材費が県分にあっては190万円、水防管理団体にあっては35万円以上の場合は、別紙様式の算定根拠として様式第1「水防資材費総括表」および様式第2「水防資材費箇所別調書」も併せて提出のこと。(調書記入にあたっては国土交通省河川局防災課発行「水防のしおり」、社団法人全国防災協会発行「災害関係法例規集」を参照のこと。)
- (3) 建設事務所は、管内各土木事務所ならびに各市町村水防管理団体等の水防活動実施報告をとりまとめて報告すること。
- (4) 建設事務所は、市町村水防管理団体に対して水防資材費購入関係書類(なるべく写し等で一括整理)、水防資材費受払簿および水防活動実施箇所の写真等の整理について指導すること。

また、建設事務所においても同様に整理しておくこと。

(5) 本報告は国土交通省における予算要求「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の適用の有無等種々の折衝上特に必要があるので、報告期限を遵守すること。

別紙様式

删 ╢ 報 摇 黑 犚 맺 臣 쏬

匹

#

腁

巡 (都道府県)福 島

떠		郴															Ì						7
₩							ļ,															İ	
		癨											٠.										
	1団体分		売																-			E	
	左のうち主要資材35万円以上使用団体分		その他資材							:					•							田	
•	)うち主要資材3		上要資材																			Œ	
	左の	,	四体数			·									ı								
	繖		売	,	Æ										ı								
	資材		その他資材		EC										1								
	使用	,	主要資材		E										1								
	活動	连 鄞		延人員	Υ	ı			-	_	ı	ı	ŀ		ı								
	水防		田存数			1	_	ı	1	1	ļ	ı	-		1	( )	( )	( )	0	( )			
		≉			(都府県)分	。回	月分	月分				盂	+	水防管理団体分	回	月分	月分	月分			盐	盂	
		М			(報	褔						÷	眯	水防	乍						÷	眯	

(作成要領)

1.「前回迄」欄は、前回報告分にかかる「累計」欄の数及び金額を記入すること。

2.「団体数」欄の()書には、当該月内に水防活動を行った水防管理団体数を、その他の欄には水防管理団体の実数を記入すること。

3. 「月分」欄は、当該期間の調査対象月数に応じた区分すること。ただし、水防活動を行わない月の欄は不要。

4. 「主要資材」欄は、傲、かます、布袋類、たたみ、むしろ、なわ、竹、生木、丸太、くい、板類、鉄線、釘、かすがい、蛇籠、置石及び土砂の使用額を記入すること。(材料費のみ)

5.「その他資材」欄は、主要資材以外の資材の使用額を記入すること。 6.「左のうち主要資材35万円以上使用団体分」の各欄の記入は、水防管理団体分の「累計」欄のみ記入すること。

様式第1

袠 牰 캻 貫 本 資 臣 长

福島県	· H		
	捯		
	水防資材費 (17品目)	同左の査定額	
	水防資材費	使用額	
	水防管理団体名		
	事項別 指定	非指定の別	

水防用として再使用したもの、再使用可能なもの、災害復旧毒業として採択されたもの及び都道府県から無償で提供(水防 管理団体分のみ)されたものは、本表に計上しない。

翅

規格はA4版とする。

申請額が、都道府県分にあっては県全体で190万円、水防管理団体にあっては35万円に満たない場合は記入の必要はない。 8 8

様式第2

丰

靐

洒

띩

稇

黄

本

資

积

长

査 額野 控 丰 査定額 購入及現地徵収資材使用分 町 水防管理者 金額 本 中等 査定額 뜐 福島県 備蓄資材使用 X 単価 Щ 数量 侇 単位 밂 本 大配上法 実施及延長 水防実施 箇所名 河川名 Ш 长配吊彎 災害名 皿 事業別 一般災の別

# ○用語の定義

主な水防用語の定義は、次のとおりである。

(1) 水防管理団体

水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは 水害予防組合をいう(法第2条第1項)。

(2) 指定水防管理団体

水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう(法第4条)。

(3) 水防管理者

水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう(法第2条第2項)。

(4)消防機関

消防組織法(昭和22年法律第226号)第9条に規定する消防の機関(消防本部、消防署及び消防団)をいう(法第2条第3項)。

(5)消防機関の長

消防本部を置く市町村にあっては消防長を、消防本部を置かない市町村にあっては消防団の 長をいう(法第2条第4項)。

(6) 水防団

法第6条に規定する水防団をいう。

(7) 水位観測所(量水標)管理者

量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう(法第2条第6項、法第10条第3項)。 都道府県の水防計画で定める観測所(量水標)管理者は、都道府県の水防計画で定めるところにより、水位を通報及び公表しなければならない(法第12条)。

(8) 水防協力団体

水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であって、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう(法第36条第1項)。

(9) 洪水予報河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う(法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法(昭和27年法律第165号)第14条の2第2項及び第3項)。

(10) 水防警報

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸(水防警報河川等)について、国土交通省又は都道府県の機関が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう(法第2条第7項、法第16条)。

(11) 水位周知河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位(特別警戒水位)に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う(法第13条)。

(12)水位到達情報

水位到達情報とは、国土交通大臣又は都道府県知事が指定した水位周知河川において、あらかじめ定めた氾濫危険水位(特別警戒水位)への到達に関する情報のほか、氾濫注意水位(警戒水位)、避難判断水位への到達情報、氾濫発生情報のことをいう。

(13) 水防団待機水位 (通報水位)

水位観測所(量水標)の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位(法第12条第1項に規定される通報水位)をいう。

水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがある場合において、量水標等

の示す水位が水防団待機水位(通報水位)を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

# (14) 氾濫注意水位(警戒水位)

水防団待機水位(通報水位)を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒 すべきものとして都道府県知事が定める水位(法第12条第2項に規定される警戒水位)をい う。水道団の出動の目安となる水位である。

水位観測所(量水標)管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位(警戒水位)を超える ときは、その水位の状況を公表しなければならない。

#### (15) 避難判断水位

氾濫注意水位(警戒水位)を超える水位であって、洪水による災害の発生を特に警戒すべき 水位をいう。

市町村長の避難準備情報発表の目安となる水位である。

#### (16) 氾濫危険水位

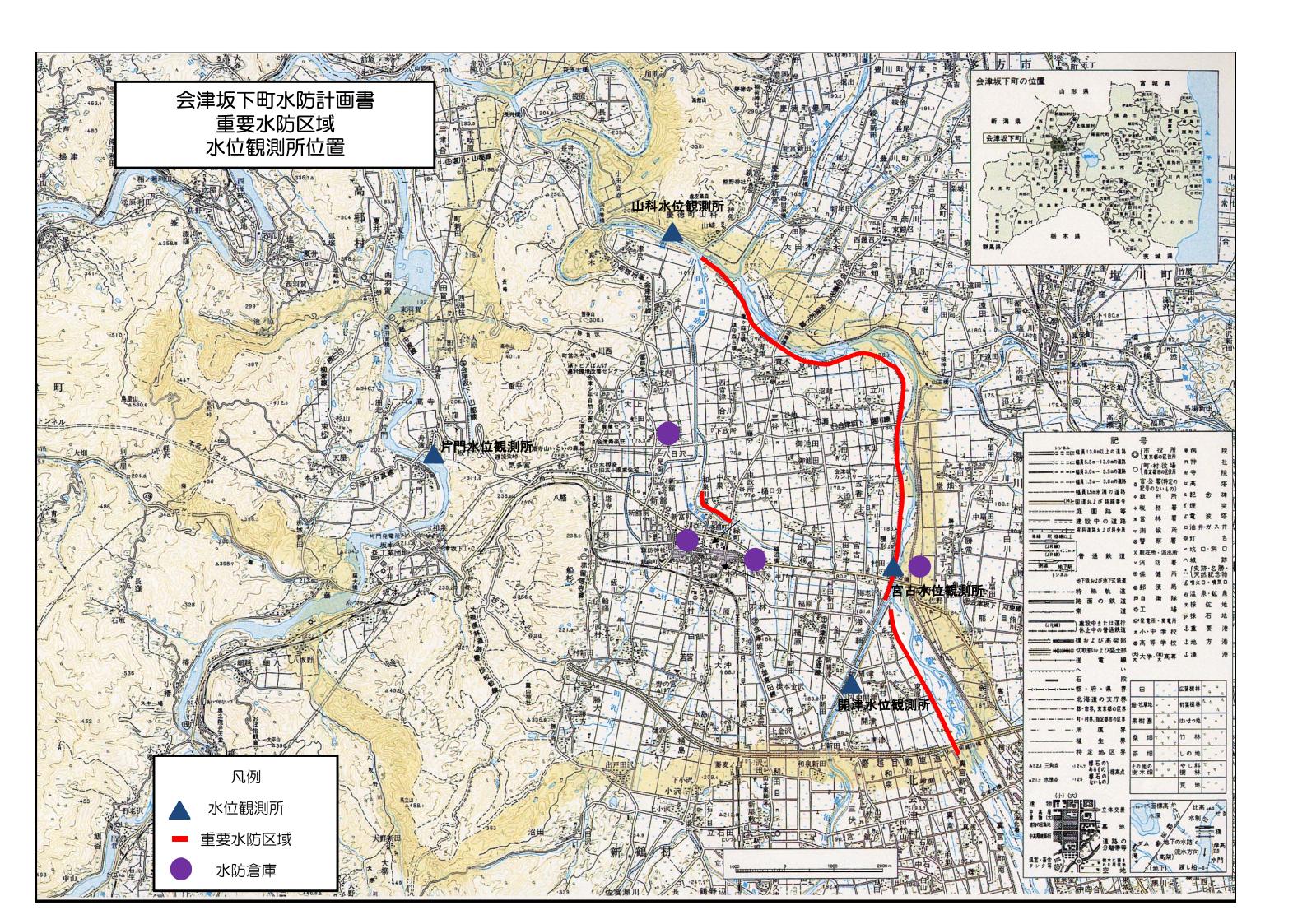
洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難勧告等の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される特別警戒水位に相当する。

# (17) 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水 防上特に注意を要する箇所をいう。

## (18) 浸水想定区域

洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅連な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、河川整備の計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう(法第14条)。



# <u>会津坂下町水防計画</u> 平成27年度改訂版

会津坂下町防災会議 平成 27 年4月17日策定 平成 27 年4月発行

編集:会津坂下町防災会議

発行:会津坂下町役場総務課危機管理班

969-6592

福島県河沼郡会津坂下町字市中三番甲 3662 番地